

令和8年第4回太子町議会定例会（第522回町議会）会議録（第2日）

令和8年6月4日
午前10時開議

議 事 日 程

- 1 一般質問
- 2 請願第7号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1の復元をはかるための、2027年度政府予算に係る意見書採択の請願について

本日の会議に付した事件

- 1 一般質問
- 2 請願第7号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1の復元をはかるための、2027年度政府予算に係る意見書採択の請願について

会議に出席した議員

1 番	吉 田 智 子	2 番	山 本 順 久
3 番	玉 田 晶 久	4 番	桑 名 幸 夫
5 番	出 原 賢 治	6 番	森 田 哲 夫
7 番	玉 田 正 典	8 番	中 薮 清 志
9 番	堀 卓 史	10 番	藤 澤 元之介
12 番	中 島 貞 次	13 番	松 浦 崇 志
14 番	清 原 良 典		

会議に欠席した議員

- 11 番 首 藤 佳 隆

会議に出席した事務局職員

局 長	田 中 秀 彦	書 記	佐々木 悟
書 記	井 手 典 子		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	沖 汐 守 彦	副 町 長	榮 藤 雅 雄
教 育 長	糸 井 香代子	総 務 部 長	森 文 彰
生活福祉部長	藏 屋 一 彦	経 済 建 設 部 長	富 岡 泰 造
教 育 次 長	福 井 照 子	財 政 課 長	池 田 誠

（開議 午前10時00分）

○議長（清原良典） 皆さんおはようございます。

令和8年第4回太子町議会定例会第2日目におそろいで御出席いただきありがとうございます。

なお、首藤佳隆議員より体調不良のため本日の会議を欠席される旨の届けがありましたので報告します。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達していますので、ただいまから令和8年第4回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

## 日程第１ 一般質問

○議長（清原良典） 日程第１、一般質問を行います。

質問されます議員諸君に申し上げます。

質問は通告に従い行ってください。質問は一問一答方式で行います。質問、答弁が終わるまで一般質問席でお願いをします。

なお、念のため申し添えますが、質問、答弁は簡潔明快にお願いします。さらに、時間制により質問を行うこととなっておりますので、よろしくお願いします。

それでは、順番に発言を許します。

まず、山本順久議員。

○山本順久議員 おはようございます。議席番号２番公明党山本順久です。通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

１、林野火災に対する危機管理体制の強化について。

林野火災は、気候変動の影響による高温化・乾燥化、また人為的要因の増加により、全国的に発生リスクが高まっている。４月２２日に発生した岩手県大槌町の林野火災においては、鎮圧宣言が発表されるまで、多くの住民が避難所での生活を余儀なくされるなど、甚大な被害が出ている。一たび火災が発生すれば、森林資源の喪失だけでなく、住民生活、観光、インフラ、さらには地域経済にも影響を及ぼすことにつながる。

本町においては、春の火災予防運動期間に消防団と太子消防署と連携の下、林野火災訓練を実施するなどの対策を取られているが、林野火災への危機管理体制を強化することは重要な課題であると考え、以下の質問をする。

(1)本町の林野火災リスクについて、地形、気象条件などを踏まえ、どのように評価しているのか。

(2)予防対策について

①可燃物の除去や間伐などの予防的森林管理は、どの程度実施されているのか。

②火の取り扱いやたき火への注意喚起など、住民への啓発活動の取り組み状況は。

(3)消防団との連携、広域対応体制など、初動対応の現状と課題を伺う。

(4)林野火災発生時の住民への情報伝達手段、避難誘導の体制、避難所の確保について、現状と課題、改善策を伺う。

以上、よろしくお願いします。

○議長（清原良典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（藏屋一彦） 私のほうからは、(1)、(2)の①の一部、②、それから(3)についてお答えさせていただきます。

まず、本町の林野火災リスクということでございますが、本町における山林は、太子町の統計によると、地目としての山林は424ヘクタール、全体2,261ヘクタールに対して18.8%の割合でございます。

それから、第２次太子町強靱化地域計画には、町域北部、東部の山地は、城山や馬山、京見山などから成り、それらの山頂部の標高は150から250メートル、高度からはむしろ丘陵に属する低い山地であり、孤立したものの中では檀特山が標高165.1メートルと最も高く、それ以外は50メートルから100メートル程度の低い丘陵状の高まりであると記載されております。

大規模火災につきましては、急峻な大規模山岳地ほどの広域延焼のおそれは少ない一方で、住宅地、それから道路等に近い林縁部で出火することで、生活圏への影響があるということで考えております。

また、気候につきましては、瀬戸内側は温暖少雨で乾燥しやすい傾向があり、播磨地域では冬から春先にかけて特にこのような状況が顕著に見られ、警戒が必要と考えられます。本町もこの気候帯に含まれるため、冬期、早春の少雨乾燥時は林野火災リスクが上がりやすいと考えられます。このことから、地形要因が極端に危険であるというよりは、瀬戸内型の乾燥しやすい気候が主な要因となり、乾燥と強風が重なる日にリスクが高まることに併せて人為的な火気利用が重なり危険化すると考えております。

これらのことから、地形及び気候そのものは変えることはできませんが、林野火災の未然防止に向けては、野焼き、農作業時の火気使用、山林内での喫煙など、火災要因となり得る人為的な火気利用に対する注意喚起と啓発が極めて重要であると考えております。今後におきましても、住民の皆様への周知啓発に継続して取り組み、林野火災の予防に努めたいと考えております。

続きまして(2)の①可燃物の除去について御説明申し上げます。

可燃物というのは、こちらのほうでは不法投棄のものということで捉えさせていただいておりますが、不法投棄されたものを発見、またはその自治会等から通報があった場合は、投棄物への放火などにより火災へとつながるおそれがあることから、山林に限らず、その土地の所有者に対応していただくこととなります。しかしながら、土地の所有者が特定できない、緊急性がある場合など、町で回収させていただく場合もございます。また、産業廃棄物などの悪質なものと大量投棄などを発見した場合には、兵庫県のほうに通報することとなります。

なお、過去に不法投棄があった箇所などにつきましては、公共施設、公園とかそういうところでございますが、中心に定期的に確認するようにしております。

続きまして、火の取扱いやたき火への注意喚起、住民への啓発活動の取り組み状況につきましては、近年、先ほど議員も質問の中でおっしゃっておられましたが、全国的に大規模な林野火災が相次いで発生していることから、西はりま消防組合におきまして、管内の林野火災予防を目的に火災予防条例の一部改正がなされ、令和8年1月1日より、林野火災警報・注意報の運用を開始しております。先ほども申し上げましたが、特に冬期から春先にかけて非常に乾燥する季節でもあり、運用に併せて、町、それから西はりま消防組合のホームページ、それから「広報たいし」等でもお知らせしております。

それから、主に冬期、春先が乾燥し、火災リスクが高い時期につきましては、警報等が発令された際には、西はりま消防組合の各署におきまして啓発活動を兼ねたパトロールを行い、注意喚起を行ってございます。

また、山林火災の原因の1つとされる野焼きにつきましても、通報が入り次第、太子町、それから西はりま消防組合の消防署のほうで情報を共有いたしまして、現場確認を行うなど、火災予防に努めております。

あわせて、これまでの取り組みになりますけれども、全般的な取り組みといたしましては、春、秋の火災予防週間や消防団による年末特別警戒等により、注意喚起、それから啓発のほうを行っております。

続きまして、(3)消防団との連携、広域応援体制など、初動対応の現状と課題でございますが、山林火災が発生した場合は、通常の火災発生時と同様に、ひょうご防災ネットによるメール配信や吹鳴サイレンにより消防団の全団員に出動を要請し、消火活動に従事することとなります。大規模な火災に至る場合には、消防相互応援協定により、関係市町の消防団に応援を要請するほか、常備消防におきましては、西はりま消防組合の各消防署に応援を要請いたします。また、ニュースになっておりますような大規模な災害となるような林野火災等におきましては、県、国、自衛隊でございますが、応援の要請を行うようになります。

課題といたしましては、現在、消防団員の減少、それから最近火災が昔に比べて少なくなっておりますので、現場経験のない消防団員の増加、また、出動可能な団員が少ない時間帯における消火活動、それに加えて、山間部ということでございますので進入路が限られ、水利の確保、延焼状況の把握などが難しいことから、より迅速かつ的確な初動体制の構築が必要であると認識しております。

こうしたことから、平時から消防団と常備消防との林野火災の合同訓練や情報共有を重ねるとともに、関係市町との相互応援体制や、県消防防災ヘリ等の広域応援を円滑に活用できるよう、連絡体制及び受援体制の実効性を高めていくことが重要であると考えております。

今後も初動時における人員確保、指揮命令系統の明確化、広域応援要請の判断の迅速化に努め、被害の最小化につなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（清原良典） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 私のほうからは、(2)の①の間伐などの予防的森林管理の実施状況についてお答えさせていただきます。

林野火災の防止には、適切な森林管理が重要であると認識してございます。特に、間伐や除伐は森林の健全な維持と火災リスクの低減に大きな役割を果たしているものと考えてございます。間伐を実施することで樹木の過密状態が緩和され、森林内の風通しや日照条件が改善されるほか、樹冠の連続を抑えることで火災の延焼防止にも一定の効果が期待されます。

本町におきましては、地域森林計画に基づき、森林資源の適正な保全と活用を図るため、計画的な森林整備を進めております。具体的には、国有林につきましては、兵庫森林管理署により、間伐や下草刈りなどの森林整備が必要に応じて実施されております。また、自治会や生産森林組合が管理する森林につきましては、太子町里山林整備事業補助金を活用いただきながら、雑木の除去や下草刈り等の維持管理に取り組んでいただいております。さらに、令和4年度以降は、太子町農林業振興補助金交付要綱に基づき、住民参画型の森林整備事業を活用し、自治会等による森林整備に加え、登山道の整備や危険木の伐採など、安全確保を含めた取り組みも進めております。昨年度には、立岡山登山道の周辺において、危険木の伐採や間伐作業を実施してございます。今年度につきましても、原地区のY M C A キャンプ場裏山において森林整備を予定してございます。これらの取り組みは、森林の健全化を図るとともに、地域住民の安全確保や生活環境の保全につながるものであり、地域の皆様と連携を図りながら進めているところでございます。

今後につきましても、地域の状況や森林の状況を踏まえながら、間伐等の予防的森林管理を着実に進め、林野火災等の防止と森林環境の保全に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（清原良典） 総務部長。

○総務部長（森 文彰） 私のほうからは、(4)林野火災発生時の住民への情報伝達手段、避難誘導の体制、避難所の確保について、現状と課題、改善策についてお答えしたいと思います。現状、課題、改善策の順番で御説明させていただきます。

まず、現状でございますけれども、まず情報伝達手段でございますが、林野火災発生時の住民への情報伝達につきましては、本町では防災行政無線、たいし安全安心ネット、緊急速報メール、町ホームページ、テレビ、ラジオ、それから町公式LINE、FacebookといったSNSなど、複数の手段によりまして避難情報等を速やかに周知するという、そういった体制を取っております。

それから、避難誘導の体制でございますけれども、消防団であるとか、自主防災組織であると

か、警察であるとか、そういった関係機関と連携して迅速に実施することとしておりまして、避難所の確保におきましては、学校施設や公民館等の指定避難所に加えまして、要配慮者のための福祉避難所を確保しているという状況でございます。

続いて、課題でございます。まず、情報伝達手段でございますけれども、防災行政無線は、気象条件や建物の気密性の向上などによりまして、聞き取りにくい場合があるということ、それから避難誘導の体制ですけれども、深夜や延焼範囲の拡大時には、消防団等の避難誘導のための人員確保が課題となること、それから避難所の確保につきましては、林野火災では、煙とか延焼の影響を受けにくい避難所の選定、それから町域を超えた広域避難を見据えた受入れ体制の強化が必要であるというふうに考えております。

それから、最後に改善策でございます。まず、情報伝達手段につきましてですけれども、年内完了予定といたしまして、防災行政無線の内容を町公式LINEと連携するなどの情報伝達の多重化をさらに進めるとともに、平時からの登録促進と周知啓発をあらゆる場を通じて行いまして、昨日現在でございますけれども、1,659人の町公式LINEの登録がございまして、これを今年度の上半期終了、9月末までに倍増させるということを当面の目標としておるところでございます。

あわせまして、避難誘導の体制ですけれども、消防署、消防団、それから自主防災組織との防災訓練の充実であるとか、避難行動要支援者を含む実効性の高い避難計画の見直しであるとか、それから避難所の確保につきましては、安全性の高い避難所の選定であるとか、福祉避難所を含む受入れ体制の整備等、こういったものを進めさせていただいて、林野火災発生時の住民の皆様の安全確保に万全を期していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（清原良典） 山本順久議員。

○山本順久議員 ありがとうございます。

まず、1点目の火災のリスクについてのところでちょっと追加でお聞きしたいのは、太子町の立岡山に水道の施設がございます。あと太田小学校の裏にも水道施設があるんですが、そういう水道施設がある山がもう全焼してしまうようなことがあった場合に、水道施設への影響はどのようにお考えでしょうか。

○議長（清原良典） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 議員のおっしゃるとおり、立岡山と太田に貯水タンクを創設してございます。確かに山林内に貯水池が設置してございまして、山火事等が発生した場合には、一定の影響は受けるものと考えてございます。

一方で、施設本体におきましては、鉄筋コンクリート構造で、かつ2層構造となつてございますので、1層目と2層目の間に約3メートル程度の離隔を設けて設置してございます。一般的な建物と比較すると、耐火性には優れているものと考えております。

しかしながら、山火事の規模や延焼状況によっては、電気設備もしくは排水設備、送水設備などに影響する可能性もあると言えますので、被害は絶対ないというところまではちょっと申し上げにくいのかなというふうに考えてございます。

そのような事態を踏まえまして、平時から施設の周辺の草の除去であるとか、木の伐採であるとかという維持管理に努めております。太子町の立岡山に上がる立岡の荒神社の北側に消火栓が1基設置してございます。もしもの場合はその消火栓を活用して、消火のほうに当たりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（清原良典） 山本順久議員。

○山本順久議員 ありがとうございます。

本当にひどかったらちょっと何とも言えないけど、少々のことだったら今のところ大丈夫かなという認識でよろしいですかね。

先ほど経済建設部長が答弁されましたように、最近木が気候のせいとか、どんどん成長する速度も速くなってきておりますので、建物に覆いかぶさるような状態とか、そういうのを事前に把握していただいて、万全の管理をしていただきたいと思います。

それで次、2点目のほうの予防策についてちょっとお伺いします。間伐についてのこと、また不法投棄等についていろいろ取り組まれていることはお聞きしました。

それで、②の注意喚起についてですけれども、林野火災の発生原因というのは、林野庁のデータによりますと、70%以上が人為的なものが発生原因となっております。そういう意味で考えますと、この注意喚起、火の取り扱いに対する注意喚起が非常に重要で、なおかつ住民への啓発が非常に大事なものと考えております。

それで今回は危機管理体制の強化という、さらに推し進めていくためにはどうすればいいかという意味合いで質問させていただいております。

その注意喚起に関してですが、ちょっとお金がかかることであれなんですけど、1つ提案したいことがございまして、例えば、先ほど冬場の乾燥した時期に発生するリスクが高いとおっしゃってましたので、その頃の時期に、自治会のほうにいわゆる全戸配布でいろいろされていると思います。その中に、こういう注意喚起のチラシを作っていただいて、冬場の火災が発生すると大きな被害になるような時期に、住民への全戸配布というようなこともやられてはどうかと思っていますが、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（清原良典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（藏屋一彦） 今、議員から全戸配布のチラシということで御提案ございましたけれども、これにつきましては、先ほど総務部長のほうも申し上げましたけれども、LINEであるとか、最近若い人の中ではLINEとかそういうネット環境のほうで情報収集されるという方も増えていらっしゃると思います。実際、また、冬期のこの乾燥する時期につきましては、広報のほうでもある程度ページを割いてしておりますので、新しい取り組みとしてはLINEとかそういうことで注意喚起させていただくとか、その上でさらに必要であれば、チラシ等も考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（清原良典） 山本順久議員。

○山本順久議員 そうですね、今LINEとかそういうSNSが活用されていますので、その辺をうまく利用していただいて、注意喚起をしていただきたいと思います。

あと、もう1点は、いわゆる野焼きとかをする場合に、届出をしなければいけないというふうに思っているんですが、いわゆる野焼きとかをされる場合の届出の状況というのは徹底されているのかどうかをちょっとお伺いします。

○議長（清原良典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（藏屋一彦） 野焼きにつきましては、消防署のほうに届け出られている方もいらっしゃるということは聞いております。ただ、本町のほうで把握しているものにつきましては、実際もう野焼きをされて、煙で困るとか、そういう苦情のほうが多いので、実際その届出をされていない方も結構いらっしゃるというのが現状でございます。

以上です。

○議長（清原良典） 山本順久議員。

○山本順久議員 そういうふうに届出をされなくて野焼き発見された場合は、パトロールとかをされている場合は、すぐやめてくださいと指示を出したり、また、苦情が来た場合、すぐ現場に行って注意喚起をするという、そういうことでしょうか。

○議長（清原良典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（藏屋一彦） 生活環境課のほうでそういう苦情等を受け付けた場合には、すぐに現場を確認させていただき、注意させていただくというようなことでさせていただいております。また、1月1日からは、警報が出ている中でそういう野焼きというのはもう禁じられておりますので、その場合は罰則も含めて厳しく、すぐにやめていただくような形で指導させていただいております。

以上です。

○議長（清原良典） 山本順久議員。

○山本順久議員 ありがとうございます。

そうしましたら、次、3番目のところの初動対応のところになるんですけども、いろいろ人員が不足していたり、消防団員の経験値が下がってきている等の問題もあるんですが、その初動対応というのが林野火災に限らず、火災が発生した場合にできるだけ早く消火活動することが非常に重要だと考えます。それで、林野火災の場合に、どの辺まで延焼が広がっているかというのは、なかなか確認がしづらいと思うんです。それで、いわゆる岩手県大槌町の林野火災のときに、鎮圧宣言を出す前に、ドローンを飛ばして熱源を探して、くすぶっているところがないかというのをドローンを使ってやられていました。それと同じように、初動のときに、火災が発生したときにドローンでどの辺まで延焼しているかというのは、ある程度正確な情報が分かっているほうがいいのではないかと考えているんですが、ちょっとここは所管が全然違うかもしれないですけど、答えられたら、ドローンの活用についてはどうでしょうか。

○議長（清原良典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（藏屋一彦） 最後、鎮圧の前の、ドローンで熱源の確認であったりとかいうことにつきましては、消防署のほうで多分、所管されると思いますので、本町のほうでそこまでというのはちょっと今のところ分かりません。ただ、そういう情報、どこまで今、実際、初期の段階で、どの程度延焼が広がっているのかというのも、ドローンである程度把握するのかどうか、そういうことも含めて消防署のほうと情報共有して、本町でもその情報を知り得ておくということとさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（清原良典） 総務部長。

○総務部長（森 文彰） おおむね生活福祉部長の答弁のとおりでございますけれども、広域ということから、先ほどの発言のとおり、ほかの団体のほうに要請するということが基本になるのかなということは考えておりますけれども、町といたしましても、防災上の協定をALSOKと締結しておりますので、そういったところに対応できるものがあるかと思っております。

以上でございます。

○議長（清原良典） 山本順久議員。

○山本順久議員 ぜひ広域でしっかり連携を取っていただきたいと思います。

それで最後、発生時の住民への情報伝達手段になりますけれども、今答弁いただきましたとおり、ひょうご防災ネットであったり、町のほうのLINE、また、たいし安全安心ネットなど、こういうSNSを活用した伝達手段が近年、主流ではないですけど、そういうものをうまく活用

しながらやっていこうというふうになってきているとは思いますが、先ほど答弁で言われましたように、LINEの登録者数1,659人で、9月までに何とか倍増をと言われていています。私もぜひ応援していきたいと思っています。

それで、先ほどちょっと全戸配布の話をしたのですが、こちら、私も実は議員になって防災訓練に参加したときに、ひょうご防災ネットのチラシをいただきまして、そのときに登録したというような経過がございますので、町の防災訓練に参加された方は、そのときにひょうご防災ネットのチラシをもらうことはできるんですが、体制のさらなる強化という意味で、1回全戸配布をここでもしていただいたらいいんじゃないかなと思いますが、その私の提案に対してはどのようにお考えでしょうか。ひょうご防災ネットへの登録です。

○議長（清原良典） 総務部長。

○総務部長（森 文彰） 御提案いただきました内容につきましては、非常に有効なことであると思っておりますので、それは一旦検討させていただいて、前向きに取り組ませていただきたいと思いますと思っております。

それで、LINEの登録についてですけれども、先ほど1,659名という登録者数を申し上げましたけれども、これは当町にとりましては非常に少ないというふうに考えております。したがって、今現在も、例えば町職員が関わります各種研修会とか講座とか会議、こういったあらゆる場を通じまして、職員のほうから可能な範囲で参加者への登録を呼びかけるというような、そういった取り組みもしております、また、防災訓練とか、いろんな大きな町行事であるとか、そういったところでもこういった啓発活動を今以上に行っていきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（清原良典） 山本順久議員。

○山本順久議員 ありがとうございます。

我々議員のほうで住民の皆さんにできるだけこういうことを周知していくことによって、安全・安心なまちづくりにともに取り組みたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で私の一般質問は終了します。ありがとうございました。

○議長（清原良典） 以上で山本順久議員の一般質問は終わりました。

次、中薮清志議員。

○中薮清志議員 議席番号8番日本維新の会中薮清志、通告に従い一般質問を行わせていただきます。

1つ目の質問といたしまして、ホルムズ海峡封鎖の影響による物価高騰や資材不足の対策はについてです。

この質問に際しまして、当初、ごみ袋不足についても確認しようと思っておりましたが、揖龍保健衛生施設事務組合と早いタイミングで協議を行い、指定ごみ袋以外でごみ捨てを一時的に可能としたことは、住民生活の混乱を防ぐ役割を果たしていると感じ、すばらしいことだと思います。素早い対応ありがとうございました。なので、この質問は幻ということになりましたが、とはいえ、網干駅前等の挨拶でごみ袋の話をしていますと、そのことを知らない方もおられたりですとか、あと、やっていることは分かっているんですけれども、期間とか、あとルールとか、やっぱり御存じない方もおられましたので、チラシを全戸配布したとはいえ、まだそういったところ気がつかれていらない方もおられますので、チラシを配るというのは難しいと思うので、先ほどちょっと生活福祉部長のほうからまだ少ないとおっしゃられていたLINEですとかSNS、インスタグラム等を使って、またそういった広報については引き続きやっていただきたいというふうに思っておりますので、それをお伝えしてから本題に入らせていただきます。

中東情勢の悪化によりまして、原油由来の資材が入手困難となっており、町内業者の経営環境にも影響が出ているのではないかと心配しております。また、物価高騰などにより、町民の日常生活にも影響が出てきているかと思えます。町だけでの対応は難しいことも理解できているんですけども、一番身近な行政として何かできることはないかと考え、確認をいたします。

(1)商工会を中心に、町内事業者の経営状況の確認やサポート体制の構築は何か考えているのか。

(2)緊急的な物価高騰対策として、水道基本料金の減免を斑鳩・石海地区は7月検針分、太田・龍田地区は6月検針分まで行いますが、水道の使用量が増える夏の時期も継続することは考えられないのか。

(3)今年度予算に計上した小・中学校のエアコン設置などにも影響が出るのではないかと心配しておりますので、その3点を確認させていただきます。

○議長（清原良典） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 私のほうからは、1の(1)、そして(2)をお答えさせていただきます。

まず、(1)ですが、ホルムズ海峡の封鎖による影響につきましては、原油価格や輸送コストの上昇を通じ、地域経済や町内事業者の経営に大きな影響を及ぼすものと認識してございます。町といたしましても、商工会と連携し、町内事業者の経営状況や課題の把握に努めるとともに、定期的な意見交換や相談体制の充実を図ってまいります。

また、国、県の支援制度や融資制度等について、迅速かつ分かりやすい情報提供に努めるほか、資材不足や物価高騰などの事業活動への影響についても、商工会を通じた情報収集を行い、必要に応じて関係機関への要望等を行ってまいります。

現時点で、町独自の支援策は予定しておりませんが、今後の社会情勢や国、県の動向を注視しながら、必要な支援について商工会と連携し、検討してまいりたいと考えてございます。

続きまして、(2)でございます。

本町では、物価高騰の影響を受けている町民生活及び事業活動を支援するため、国の物価高騰対策に係る交付金を活用し、水道基本料金の減免を実施してございます。御指摘のとおり、夏期は水道使用量が増加する傾向にあり、負担軽減の継続を望む声もあることは重々承知してございます。しかしながら、今回の減免措置につきましては、国の交付金交付対象期間や財源規模を踏まえ、令和8年2月検針分から7月検針分までの時限的な措置として実施するものであり、現時点では、厳しい財政状況を踏まえ、延長の予定はございません。

また、水道事業は、本来料金収入を基本として運営する独立採算制の事業であることから、減免措置につきましては、例外的な支援として実施しているところでございます。このため、今後の継続延長につきましては、水道事業経営への影響や他の住民支援施策とのバランス、さらには国、県の支援制度の動向など、総合的に勘案する必要があると考えてございます。今後につきましても、物価動向や町民生活への影響を注視しながら、必要な支援策について適切に検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（清原良典） 教育次長。

○教育次長（福井照子） 私のほうからは、(3)今年度予算に計上した小・中学校のエアコン設置への影響についてお答えさせていただきます。

御質問のとおり、中東情勢による資材不足、機器調達の遅延に加えて、建設業での人手不足も懸念される状況ではございますが、本町小・中学校の空調設備等の整備につきましては、設計・

施工一括方式を導入しまして、5月15日に実施した業者選定の際に、機器の調達、作業員の確保を確実にできる体制であることを確認しております。これによりまして、今後提案を予定しております工事請負契約の締結につきまして御議決いただけましたら、契約締結後、速やかに工事に着手しまして、年度内に完了できる見込みでございます。

以上でございます。

○議長（清原良典） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 それでは、何点か確認していこうと思います。

最初の質問の商工会等々の連携というところですけども、私も個人的にはかの事業者、一般の事業者さんからも声を聞いております。こういうことで困っているんだというところで、例えば家の外観ができて、トイレやお風呂の資材がなくて工事ができないですとか、入ってくる量も少なければ、値段が高騰してしまっているんだというような形の声も聞いています。その中で、特に体力のない事業者さんについては、廃業や倒産をするのではないのかという心配の声なんかもお聞きしています。国や県でも支援の動きは、ニュース等々でも見ていたらあるんですけども、町としては、やはり今先ほど部長が答えられたように、現状としては、つなぐ作業は町として行うことはできて、具体的なサポートというのは、今現状として難しいという認識だということでしょうか。

○議長（清原良典） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 町としても、支援のほうは推し進めたいところではございますが、財政状況を踏まえたと、積極的にというところまで行える状況ではないというところで、商工会と連携を図りながら検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（清原良典） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 もちろん、金額的にもすごく大きな話になりますし、最初の質問のときにも、町単独でどうこうできるという話ではないというのは十分承知の上でということはお伝えさせていただいております。ただ、実際に事業者がお困りのところも多いですし、そういった声をしっかりと、いつでも動けるような体制といいますか、例えば国、県から予算が下りてきた際に、そういった対応がすぐ取れるよというような情報収集等々だけはしっかりと事前に行っていただきたいというふうには思います。実際の具体的な支援が難しいのであれば、まずはそういったところからしっかりお願いしたいと思うんですけども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（清原良典） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 今、国会のほうでも、中東情勢の緊迫化に伴うエネルギー価格の高騰等に対応するために約3兆円規模の補正予算を編成するというところでテレビで報道されております。また、地方自治体の地域の実情に応じて、事業者が実施できるような重点支援も頭に置いておられるということで、報道のほうがされております。町としても今後、国、県の支援が町のほうに、また補助金として下りてくるのであれば、そのときによって検討のほうを進めさせていただきたいと、そういった情報を常に張らせていただいて、事業者が事業を継続的に運営できるよう努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（清原良典） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 昨日ですか、3兆千百何十億かの補正予算ということで、僕もまだ詳細な内容までは確認していないんですけども、そういった動きがあって、ひょっとしたらつなぐ作業になるかもしれませんし、実際に予算が下りてくるという形になるのかもちょっと分からないのですけども、そういったときにはぜひとも、今経済建設部長がおっしゃられたように、御対応い

ただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

そして、事業者もそうなんですけれども、やはり我々の生活の一部といいますか、根幹にあります水道料金といいますか、水道というところで、2つ目の質問のところなんですけれども、今回やっている事業の成り立ちというのは存じ上げておりますし、先ほどの部長の説明でも分かっていますが、水道の料金の減免は、一般家庭への公平で迅速な効果があるというのも、今回やるときにも説明を受けました。もちろん先ほど来ありますように、予算を伴うものであり、使用料が重要な運営の財源になっていることは十分承知しております。その上でも、何とかそういった検討ができないかなというふうには思っていたんですけれども、なかなか今現状では難しいということなんです、あくまでも仮になってしまうんですけれども、先ほどのような形で補正予算が組まれた際に、そういう予算が取れるのであれば、今後、それも1つの検討ということでは考えられるというふうに認識してもよいものかどうか、たればの話になって大変申し訳ないんですけれども、実際に我々の身近でも、そういった物価高騰については本当に困っておりますので、確認したいと思います。

○議長（清原良典） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 議員おっしゃるとおり、水道料金の減免につきましては、公平で迅速に対応できるすばらしい補助であるというふうには認識しております。今後、国の動向、県の動向を踏まえまして、我々も町民に支援ができるように重々把握しながら検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（清原良典） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 本当に身近で、そして公平にすぐに対応できるということで、本当にこの制度としてはすばらしいなと思っています。効果もあるなというふうには感じていますので、もしそういう形になれば、ぜひとも検討いただきたいなというふうに思います。

そして、3番目の小学校、中学校のエアコンの設置についてなんですけれども、また議案としても上程されるので、ここで詳しく聞くのも何ですし、ちょっと違うのかなと思うんですが、先ほどの話でいくと、事業者と機器調達と作業員の確保を約束しているというちょっとその辺が曖昧だったのであれなんですけれどももう一度、説明だけお願いしても。次の契約に関係することであれば、難しいと言っていたら結構なんですけれども、ちょっと再度説明を願います。

○議長（清原良典） 教育次長。

○教育次長（福井照子） 今回の業者選定に当たりましては、プロポーザル審査を実施しております。その中で、御提案いただきました業者の皆様は、資材の調達状況ですとか、それから作業の進め方、スケジュール的に無理がないかどうかというところも含めまして、何度も重ねて質問をしております。その中で、確実に機器の調達、それから人員の手配ができて、スケジュールどおりに工事ができるということを確認した上で選定しているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（清原良典） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 はい、分かりました。また議案で上がってくるので、ちょっと言いにくいんですけど、無理して進めて、後で予算追加とか、そういったことにならないように、進めるのであれば、責任を持って工事を進めていただけるように、しっかりと対応してもらいたいなというふうに思います。どうですか。

○議長（清原良典） 教育次長。

○教育次長（福井照子） 議員おっしゃるとおり、確実にやるようにということで、こちらの

ほうも体制を整えて実施したいと思います。

以上でございます。

**○議長（清原良典）** 中薮清志議員。

**○中薮清志議員** かなりいろいろな状況の変化等々もあって、資材・物資についてもそうですけれども、なかなか急に入らないということとかもあるかと思えますし、また、住民生活の中で大変なことも多々ありますし、事業者も困っておられることも事実としてありますので、何とか状況をしっかりと分析しながら、また情報収集していただきながら対応していただきたいというふうに思いまして、次の質問に移りたいと思います。

2つ目の質問に移ります。太子町の公共施設の今後の在り方についてです。

太子町における公共施設の延べ床面積は学校施設が約52%、庁舎等が約10%、スポーツ施設が約7%であります。丸尾建築あすかホールや保健福祉会館など大規模改修が行われておりますが、今後は人口減少による税収の減少、出生率が2000年に比べ2025年に半減していることなどからも、今後生まれる子供の数が減るのは目に見えております。児童数などの減少が確定しているのであれば、今ある施設の在り方を厳しく考えていかなければならないのではないかと考えております。

新庁舎と呼ばれるとはいえ、この庁舎も10年を経過した現庁舎であります。丸尾建築あすかホールは30年たって、大規模改修によって長寿命化しますが、30年後はどうなるのか。また、今年度、太子町公共施設等総合管理計画の改定がなされることで方向性が示されると期待はしておりますが、その根本となる考えを聞きます。

(1)「太子町公共施設等総合管理計画」の改定のスケジュールと誰がどのように作成するのか。

(2)公共施設は事務組合のように広域化を行わないと、太子町だけではなく他の自治体も施設を維持管理するのが難しくなるのではないかと。

(3)太子町の出生数は分かっているのだから、その人数を基に学校の在り方なども考え始めないと、そのときに急な話になるのではないかとと思うが考えは。

この3点を確認させていただきます。

**○議長（清原良典）** 総務部長。

**○総務部長（森 文彰）** それでは、私のほうからは(1)、(2)についてお答えさせていただきます。

まず、(1)でございます。「太子町公共施設等総合管理計画」の改定スケジュールと、それから誰がどのように作成するのかということでございます。

まず、1つ目の改定スケジュールでございますけれども、平成28年度策定の第1期計画の取り組み成果について、効果検証を行うとともに、基礎情報の更新や更新費用等の再算定を実施いたしまして、あわせて各施設の方針についても再度検討を進めてまいります。

また、6月下旬より、公共施設に関する住民意向を把握するために、18歳以上の住民2,000名を対象としたしましたアンケートを実施する予定としております。

今後の方針の再検討結果や住民アンケートの結果を踏まえまして、計画素案を作成いたしまして、令和9年1月頃にはパブリックコメントを実施する予定としております。最終的な策定は、令和9年3月を予定しております。

次に、誰がどのように作成するのかという作成の体制についてでございますけれども、本計画の改定に当たりましては、副町長、部次長並びに公共施設を所管する所属の課長で構成しております公共施設等マネジメント検討委員会におきまして、全庁的な観点から協議、調整を行いなが

ら進めてまいります。事務局は、総務部財政課が担当いたします。また、計画改定作業の支援業務を民間事業者へ委託しており、事業者の専門的知見も活用しながら、客観的かつ実効性のある計画の策定に努めてまいります。

続いて、(2)でございます。公共施設は事務組合のように広域化を行わないと、太子町だけでなく他の自治体も施設を維持管理するのは難しくなるのではないかという問いに対してでございます。

人口減少社会の進展や、高度経済成長期以降に整備いたしました公共施設の老朽化が進む中、公共施設の維持管理は、当町のみでなく全国的な課題となっているところでございます。その対応策といたしまして、本町をはじめ、多くの自治体が公共施設等総合管理計画を策定いたしまして、公共施設の段階的な縮減や、1つの施設に複数の機能を持たせる統廃合、維持管理費の縮減や受益者負担の見直しによるライフサイクルコストの最適化に取り組んでいるところでございます。

広域化を行わないと、他の自治体も施設の維持管理が困難になるのではないかというお尋ねでございますけれども、他の自治体それぞれの事情もございますし、一概にお答えするのは難しいのですが、総務省のほうで作成しております公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針、これにおきましても、市区町村域を越えた広域的な検討というものが推奨されております。

したがって、隣接する自治体との公共施設の相互利用であるとか、一部事務組合化による共同管理も、公共施設を適正に管理する方策の1つといたしまして検討していくものと認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（清原良典） 教育長。

○教育長（糸井香代子） 私からは、(3)出生数を基にした学校の在り方についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、子供の数をあらかじめ見据え、中長期的な視点を持って準備を進めることは、急な混乱を避け、教育環境の質を維持する上で重要であると認識しております。本町の児童・生徒数の推移を見ますと、「太子町公共施設等総合管理計画」においては、昭和60年の5,262人から減少が顕著となり、平成17年には2,950人にまで減少いたしました。その後、一時的に微増傾向は見られたものの、令和2年には3,228人と、ピーク時の約61.3%という状況でございます。また、令和7年度は2,791人と減少が続いております。

今後の見込みにつきましても、太子町人口ビジョンが依拠する国立社会保障・人口問題研究所の推計におきまして、10年後の年少人口は約2割減少すると試算されており、児童・生徒数はさらに減少する見通しであり、公共施設の約52%を学校施設が占めている現状からも、少子化に伴う学校施設の最適化は重要な課題であると認識しております。

今後の学校施設の在り方につきましては、単に児童・生徒数だけで判断するのではなく、校区や学校の状況を考慮した上で、建築年数や老朽度を総合的に勘案していく必要がございます。その上で、余裕スペースが生じる校舎があれば、その有効活用についても、現実的かつ具体的な検討を進めていかなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（清原良典） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 3点答弁いただいたので、確認していきたいと思います。

まず、1つ目の「太子町公共施設等総合管理計画」の改定スケジュールについてですが、この計画の趣旨はどのようなもので、なぜ改定が必要なのかをちょっと確認したいと思いま

す。

○議長（清原良典） 総務部長。

○総務部長（森 文彰） この計画は、先ほど申し上げました国の指針によりまして策定が求められているものでございますが、老朽化が進みます公共施設を将来にわたって持続可能なものにしていくために、施設の複合化・集約化を図りまして縮減を推進する、こういったことなどによりまして、施設の適正配置や維持管理の基本方針を定めているというものでございます。

それで、計画期間は平成29年度から令和38年度までの40年間といたしまして、10年ごとに1期から4期まで、それぞれの実施期間を定めまして、きめ細やかなマネジメントを行っていくということになっております。それに基づきまして、令和8年度で第1期計画が終了となりますことから、人口減少のことであるとか、財政状況の変化であるとか、施設の老朽化、物価高騰、それから施設の利用実態などを踏まえまして、計画の実効性をより高めていくために、現行計画の検証を行った上で令和9年度からの第2期計画に向けて改定を行うということでございます。

以上です。

○議長（清原良典） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 施設の集約というのは、石海公民館を保健福祉会館と一緒にしたとか、斑鳩公民館も今後、丸尾建築あすかホールと一緒にするというような話もありますけれども、そういったところで集約化していくものなんだろうなというふうには感じております。

手元にもあるんですけども、「太子町公共施設等総合管理計画」によると、コスト縮減の目標は延べ床面積の約14%の削減とありますが、現状としてはどれぐらい進んでいるのかという確認をします。

○議長（清原良典） 総務部長。

○総務部長（森 文彰） 現行の計画では、将来的に延べ床面積を、議員のおっしゃられたとおり約14%に削減するという目標としております。第1期計画は令和8年度まででございますけれども、数字といたしましては、令和7年度までの実績ということになりますけれども、削減率は約3.1%ということになっております。今現在、第1期計画の取り組み状況や数値の精査を行っているところでございまして、今後の計画改定の中で、目標や進め方について、改めて検討をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（清原良典） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 ゴールといいますか、削減目標がありますので、そこに向けてしっかりと進めていただきたいというふうには思います。町財政等々の連動も十分に図っていただいて、今回も2年続けて160億円以上の予算を組んでいるというところもありますので、町財政等との連動も図って、よく検討していただきまして、せっかくするんですからよりよい改定にしていきたいと思いますというふうには思っているんですけども、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（清原良典） 総務部長。

○総務部長（森 文彰） この管理計画は、財政状況というものを切り離して考えることは決してできませんので、今議員おっしゃられたとおり、そういった要素も含めまして検討を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（清原良典） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 2つ目の広域化についてです。

先ほど、総務部長のほうからも、総務省からのそういった各自治体との連携が必要ではないか

という通達もあるということなんですけれども、先日、兵庫県町議会議長会のほうで行った研修の中でも、連携の取り組みということで、県の講師の方からもお話を聞かせていただきました。県としても、兵庫県内各自治体の中で連携協約ですとか協議会ですとか、そういった形で、いろんな連携をしていかなければならないのではないかなというふうな話がありました。

広域化についてなんですけれども、広域化をしていくに当たっての例えばメリット、デメリットというのは、今現状としてどういうふうに考えているのかというのを確認させていただきます。

○議長（清原良典） 総務部長。

○総務部長（森 文彰） 広域化をするに当たっての主なメリット、デメリットでございますけれども、メリットといたしましては、施設の共同利用によります維持管理コストの削減であるとか、サービスの効率化が挙げられると考えております。

それで、主なデメリットでございますけれども、複数の自治体で施設が1つに統合されまして、距離的に利用しにくくなるとか、地域に生じる可能性、要は利便性の低下とか、あるいは太子町の施設であっても太子町の意見が通りにくくなるとか、こういった運営方法や費用負担の調整が大変必要になってくるのではないかと考えております。

広域化の研究につきましては、進める必要があるというふうに認識しておりますけれども、先ほど言いました利用者の利便性であるとか、将来への過大な財政負担であるとか、こういったバランスも意識しながら、太子町民にとってプラスになるかという姿勢を大切にしながら進めていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（清原良典） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 今、メリット、デメリットと、あとプラスになるかどうかというのを考えながらとあったんですけれども、実際に過去に広域化についての検討というのは、ここまでされてきたことはあるのでしょうか。

○議長（清原良典） 総務部長。

○総務部長（森 文彰） 公共施設の在り方につきましては、広域化は選択肢の1つであるとは考えております。令和3年度に、兵庫県市町振興課が主催いたします市町連携ワーキンググループに、たつの市と一緒に参加させていただきまして、文化会館など公共施設の相互利用について検討を行ったということでございます。しかしながら、運営方法とか利用ルールなどの調整が課題となりまして、具体的な広域化には至っておりません。今後につきましても、広域的な視点での検討は続けていきたいなというふうには考えております。

以上です。

○議長（清原良典） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 先日の研修も、今ありました市町振興課の方から研修を受けたんですけれども、そういった中で今現在、人口減少から利用者の減少も考えられる中で、将来に過大な施設とか負担とかを残さないという考え方も必要でありますので、今後もしろいろなことを検討、また、いろんな角度から十分に検証を行ってもらいたいなというふうに思うんですけれども、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（清原良典） 総務部長。

○総務部長（森 文彰） (1)と同じような内容になるかもしれませんが、財政状況、それから老朽化の度合いとか、そういったいろんな切り口があると思いますので、そういったことを総合的に判断しまして、また、住民アンケート等の意見も鑑みまして、総合的に判断をさせていただき、検討させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（清原良典） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 我々の声もありますけれども、やはり先ほど総務部長がおっしゃったアンケートを取るのであれば、そういった声も生かしながら、しっかりと策定に進めていただきたいなというふうに思いますので、お願いします。

あと、(3)の学校の在り方についてなんですけれども、教育長からの説明でも、個別の人数等々も出していただきながら説明いただいたので、ある程度もう理解できておりますが、本当に急なことになって混乱するということがないようにというのと、先ほど教育長からもあったように、各学校によつての状況ですとか、いろんな地域性だったりとかもあるかと思いますので、そのあたりはしっかりと検討しながら、いきなり急にというだけではないようにしてもらいたいなというところがあって、今回こういう質問をさせていただいております。それについては、最後にもう一度だけお願いしてもよろしいですか。

○議長（清原良典） 教育長。

○教育長（糸井香代子） 学校につきましては、今おっしゃいましたとおり、小学校があって地域がある、地域があって学校があるという、非常に重要な存在であるということは認識しております。そんな中で、子供は減っていくという現状もあるわけですが、それがイコールすぐに教室がすごく余ってというような状況ではございません。といいますのも、特別支援学級が増えたり、通級指導があったり、不登校の少人数で受け入れる部屋が必要であったりということ、学校が担う役割というのは非常に大きいものがございます。そういう中で総合的に判断していきますので、今すぐに何かがというような、そういう状況にならないように慎重に考えながら、また地域の皆様の声もお聞きしながら、対応すべきときには対応していきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（清原良典） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 ぜひともそういった形で、取り組みを進めていっていただきたいなというふうに思います。

それでは、3つ目の質問に移らせていただきます。

3、介護する方、される方へ寄り添った太子町であるためにです。

対象者の年齢を問わず介護をしている方、また、介護されている方は町内にも多数おられます。裕福で貯蓄などがあれば、介護サービスも多様な形で受けることが可能であるかと思いますが、国の在宅介護へ重点を置いている方針では、介護する方が介護をするために仕事を休んだり辞めたりすることで収入が減り、介護サービスを受けるためのそもそもの資金がなくなるなど、残念な結果につながっていることもあるかとは思います。

町内でも高齢の方が増えるに当たり、介護認定を受けている方も増えていると思います。令和8年1月の高齢者世帯が、住民基本台帳ベースで4,347世帯であり、町の世帯の30%であります。うち1人暮らしの方が553人である。また、在宅高齢者のうち333人が寝たきりで、認知症の方が1,116人となっております。

介護予防の施策も行っているとは思いますが、このような状況を踏まえ確認をいたします。

(1)対象者に合ったサービスが必要かと思いますが、太子町の方針として在宅介護を基本として考えているのか。

(2)施設入所を希望される方が全て入所できているのか。

(3)「地域介護拠点整備事業」を実施することにより、どのようにサービスの充実が図れるのか。

か。

(4)介護を必要とする低所得者の方への支援はあるのか、また、介護をしている方への負担を軽減する支援はあるのか。

この4点を確認いたします。

○議長（清原良典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（藏屋一彦） それでは、(1)対象者に合ったサービスが必要かと思うが、太子町の方針として在宅介護を基本としているのかという御質問でございますが、本町といたしましては、在宅介護を原則であったりとか一律の基本とするものではなく、要介護者本人の状態や御意向、それから御家族の状況、御意向等を踏まえ、在宅施設のいずれも含め、対象者に適したサービスを提供することを基本としております。

第9期、現在の介護保険事業計画の方向性について国のほうで示しておりますけれども、地域の実情に応じた介護サービス基盤の計画的な整備や在宅サービスの充実、地域包括ケアシステムの深化・推進等が掲げられております。そのため、在宅介護への一方的な移行ではなく、中長期的な需要を踏まえ、必要な施設、事業所の整備を含めまして、介護サービス基盤を確保していくことが必要であると認識しております。

本町におきましては、現行の太子町老人福祉計画第10次及び第9期介護保険事業計画の策定に当たりまして実施いたしましたアンケート調査、ニーズ調査では、今後介護を受けることになった場合に希望することという項目の中で、住み慣れた自宅等で家族と一緒に介護サービス、在宅介護サービス等を使いながら過ごしたいというような意向が62.4%という高い数値を示しておりました。こうした声を踏まえ、医療と介護の連携体制の強化や、在宅介護を支える地域密着型サービスの整備を進め、高齢者の皆様が住み慣れた地域で可能な限り生活を継続できるよう、地域包括ケアシステムの構築を推進しております。介護保険サービスの開始に当たりましては、担当のケアマネジャーが作成した介護計画につきまして、御本人、御家族、それから関係するサービス提供者等が情報を共有、それから意向の確認、それからその介護度と状況に応じた適切な支援というものにつなげるようにしておりますので、在宅介護をベースに進めておるというわけではございません。

続きまして、(2)施設入所を希望される方が全て入所できているのかということでございます。現在、町内の施設サービスといたしましては、特別養護老人ホームが2カ所ございます。入所を希望される方は常時おられますが、特別養護老人ホームの入所基準というのは全国共通でございまして、希望される方が全員が入所できるものではございません。入所基準といたしましては、要介護3から5の認定を受けていることほか、その他ございますので、その要件に合致するもの、それから必要性の高い方から順に入所となるため、希望されましてもすぐの入所につながらない状況等もございます。

また、施設サービスといたしましては、このほかに通所介護事業所（デイサービス）、それから認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、それから認知症対応型通所介護（デイサービス）等がございます。高齢者単独世帯や高齢者夫婦世帯が増加する中、介護が必要な状態になっても、御本人が自らの意思に基づき自立した生活が送ることができるよう、御家族の介護負担の軽減にもつながるように、様々な介護保険サービスを御利用いただければと考えております。

続きまして(3)「地域介護拠点整備事業」を実施することにより、どのようにサービスの充実が図れるのかということでございます。地域介護拠点整備事業を実施することにより、地域密着型サービス事業所の整備、開設準備が進み、介護が必要になっても住み慣れた地域や自宅で生活を続けられるための支援体制の充実が図られます。特に医療と介護の両方を必要とする方にとり

ましては、定期巡回、随時対応型訪問介護看護など、24時間対応を含む在宅支援サービスの確保につながるものと考えております。本町といたしましては、先ほども申し上げましたが、現行計画の策定時に実施したニーズ調査の結果も踏まえ、ニーズに応じた地域密着型サービスの整備を進めることで、在宅生活を支える体制の充実に取り組んでまいります。

続きまして(4)介護を必要とする低所得の方への支援はあるのか、また、介護している方への負担軽減の支援はあるのかということでございます。介護を必要とする低所得の方への支援といたしましては、介護用品支給事業がございます。これは町内在住で在宅生活をされている要介護4または5の市町村民税非課税世帯の方を対象に、年間7万5,000円を上限といたしまして、紙おむつや尿取りパッドなどの介護用品を支給するものでございます。

また、介護している御家族等への負担軽減策といたしましては、家族介護慰労事業がございます。これにつきましても、要介護4または5の市町村民税非課税世帯の在宅高齢者につきまして、1年間介護保険サービスを利用していない場合、その方を介護している御家族等に対し年額10万円を支給するもので、精神的、経済的負担の軽減を図っております。

以上でございます。

○議長（清原良典） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 再度、数点を確認させていただきます。

先ほど4番でもありました家族への配慮というところなんですけれども、要介護4、5の高齢者の方で1年間介護保険を使用していない方というふうにあったんですけれども、1つはちょっとハードル高いなというふうに正直感じたのと、前に聞いたかもしれないんですけれども、今現状でどれぐらいの方が対象というか、実際にそれをやられているのかというのをお願いします。

○議長（清原良典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（藏屋一彦） 現在支給されている方はございません。

以上です。

○議長（清原良典） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 そういったところで介護をされていらっしゃる方の負担軽減というところで、実際に僕の周りの方でもずっと見ているときに、デイサービスもその1つだと思うんですけれども、その対象の方が行かれている間に、ちょっとゆっくりできたりするというだけでも気持ちが落ち着くんだというので、気晴らしになってもいるんだというのも聞いたりしておりますが、そういった形で、少しでもそういう介護をしていらっしゃる方の何かサポート、手助けになるようなことというのが、町として独自に何か新たに考えられないかなというふうにちょっと思っているんですけれども、そういったところは何か検討したりとか、何か過去あったりというのはあるんでしょうか。

○議長（清原良典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（藏屋一彦） 一応、介護保険事業としてはそのようなことはございませんけれども、御家族の支援というよりは低所得者の方全体への支援といたしましては、例えば所得区分等によってそれぞれの負担の上限額を設定していたり、そのような形で全体的な御負担というのを減らすような形を取らせていただいております。実際、介護保険事業というのは、皆様からの介護保険料等に基づいて運営させていただいているものでございまして、独自にまたそういう事業を始めると、当然御負担のほうも増えてくるというようなことも考えますので、現在新たな令和9年度からの計画のほうの策定を進めております。

そのような中で、そのような御意見もちょっと参考にさせていただいて、それからニーズ調査等のアンケートの回答等も考えさせていただいた上で、そのような必要があればまた検討させて

いただきたいと思います。

以上です。

○議長（清原良典） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 生活福祉部長のお話からもありましたけれども、やはり御本人の希望等が多くあるかと思いますが、いまだにまだ介護は家族がするものであるみたいな雰囲気も感じるころはあります。介護職の方の処遇改善とかがなされて、もっと従事者が増えるなど、そういったことも、それはちょっと国の話になっちゃうんであれなんですけれども、国会議員を通じて声を上げたいなというふうに思ったりもしているんですけども、今後2040年をピークに迎える2040年問題があるかと思うんですけども、そこでかなり制度的な負担が大きくなっていくということで課題になってくるかとは思いますが、今現状子育てと同じぐらい、これからは特に介護についてというのは重要になってくる課題なんじゃないかなというふうに思いますし、サポートが必要になってくるのではないかなというふうに思います。

介護保険の存在はすごく重要だと思いますし、ありがたい制度だというふうにも思っておりますが、今後、先ほど生活福祉部長もおっしゃられたんですけども、何か町独自でするにはまた負担が増えてしまうこともあるかもしれないということだったんですけども、地域の方、または介護する方、される方が、安心して自分らしい生活、その人に合ったその人らしい生活ができるようなサポート体制というのを、ほかの市町であるのかどうかは分かりませんが、アンテナを張っていただいて、そういった情報をしっかりと収集していただきたいと思いますというふうには思うんですけども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（清原良典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（藏屋一彦） 今議員おっしゃられたように、全国でいろいろなメニューがございますから、そのあたり介護事業の中でもそうですし、それ以外のものでもあるとは思いますが、また情報収集させていただく。

それから、本町におきましては、実際に要支援、要介護になる前の介護予防というところにも十分力のほうを入れておりますので、そちらのほうで介護の状態になる手前のところをできるだけ引き延ばしてというようなことも考えておりますので、そのような形で進めさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（清原良典） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 町が重層的支援をしっかりとやろうとしているというのは、いろいろ窓口に行ったりとか、いろいろ対応する中ですごく感じていますので、今後もそういったところも含めて、介護または福祉について全般なことになるかと思いますが、重層的な支援をしっかりと強化していただきたいと思いますというふうには思っておりますが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（清原良典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（藏屋一彦） 当然介護だけが問題ではなくて、例えば先ほどおっしゃられておりましたけれども、低所得であったりとか、それから、あわせて障害をお持ちの方であったりとか、また、お子様にいろいろ問題があるとか、複合的な問題が絡んできております。その辺りにつきましては、この介護の問題としてだけではなく全体として、それぞれ行政の支援、それから関係団体の支援につながるように、それぞれいろんなことがつながるように、そういうのを見つけていけるような体制というのをつくっていききたいということで考えております。

以上です。

○議長（清原良典） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 そういった形で取り組み、今現状でもされているなというふうに感じるころではあるんですけども、強化していただきまして、太子町に本当に住んでよかった、安心して老後も迎えられるなというような、また住民福祉の増進が図られていると感じられるような取り組みをどんどん、福祉部だけではなく横も連携していただきましてやっていただきたいなというふうに思います。

私の今年度のテーマは、全体的な当事者意識を持ってやるというふうに決めています。行政と議会は、よく車の両輪という形で言われますけれども、行政、議会、そして住民、そして企業、この4つが協力して、四輪駆動で動くことによって、これからどんな悪路があっても、どんどん前に進んでいけるような町であってほしいなと、また町であるために頑張りたいなと思っておりますので、それを1つの言葉としまして、一般質問を終了させていただきます。

○議長（清原良典） 以上で中薮清志議員の一般質問は終わりました。

次に、玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 議席番号3番日本共産党の玉田晶久でございます。通告書に従って一般質問を行います。

一般質問をする前に1点、質問の中にふだん聞き慣れない言葉というか、そういう言葉が少し入ってきていますので、別添ではあるんですが、別紙A3の横長で簡単な図面を用意しておりますので、分かりにくい点はその図面を参考にさせていただけたらなというふうに思いますので、その点よろしく願いいたします。

質問に入ります。

1、町道東中学校聖徳台線の通行止めについてであります。

町道東中学校聖徳台線の一部（約250メートル区間）が、令和7年9月16日火曜日から通行止めになっており、約9カ月が経過をしました。通行止めの理由は、積ブロック擁壁にクラックが発生し危険な状態であり、通行の安全性を確保するための調査が必要であると、こういう文書が議員宛てにも届いております。当該区間は太子東中学校の通学路にもなっており、早急な調査と、必要であればその安全対策工事を行うことが課せられております。ところが、通行止め以降、太子東中学校に行くたびに現地を見渡しますけれども、一向に調査をしているような気配が私は感じられないところであります。

このような中、教育委員会は今年、令和8年4月27日付で太子東中学校区自治会長宛てに、「町道東中学校聖徳台線の通行止めについて」の文書を発出しております。その内容は、擁壁の安全性を正確に判断するため、斜面の専門的な変状調査の実施、さらに、擁壁にかかる斜面土砂の変状等を把握し、道路に影響を及ぼす可能性を評価し、今後の道路管理及び防災対策の検討に必要な地質調査の実施などを挙げております。そのため、少なくとも令和8年度1年間の通行止めを予定している、こういう文章の記載があります。

以上の経過を踏まえて、次の質問を行います。

(1)積ブロック擁壁の施工や管理区分についてであります。

①中学校の造成は、約四十数年前に自衛隊が施工したと記憶しておりますけれども、積ブロック工事や上部のり面の完成図書はあるのかどうかを尋ねます。

②擁壁は道路管理施設なのか、あるいは中学校造成に係る擁壁なのかを伺います。

(2)積ブロック擁壁変状の内容についてであります。

①積ブロック擁壁の勾配、法長、裏込コンクリートの有無、背後地質の岩盤や土砂区分、亀裂状態などの概要をお伺いいたします。

②水抜きパイプから水が出た痕跡はほとんどないと見受けられますけれども、この現象をどう捉えるかをお伺いいたします。

③擁壁の亀裂は最近発生したものではないように見えますけれども、亀裂発生の経過を把握しているのかどうかをお伺いいたします。

(3)擁壁上部ののり面の状態についてであります。

①擁壁から上部ののり面の小段幅、のり面勾配、1段ののり面最大高さはどうかを伺います。

②のり面に亀裂が走っていることはないかを伺います。

(4)早急な調査開始と安全対策の検討をということで、①教育委員会の令和8年4月27日付文書は、「令和7年10月に、途中省略しますけれども、擁壁にひび割れが発見されました」という記載がございます。通行止めが令和7年の9月に発生しているわけですから、10月に発見されることはないと思います。正確な発見時期を周知する必要があるのではないかとということであります。

②通行止め開始の昨年9月から今日まで、どんな検討がなされたかをお伺いをいたします。

③地質調査の発注と、傾斜計の設置や積ブロック擁壁の変状経過の把握など、必要な調査設計委託を急ぐべきだと思いますけれども、見解をお伺いいたします。

④1日でも早く安全な通学路の確保をする必要があるのではないのでしょうか。

以上です。

○議長（清原良典） 教育次長。

○教育次長（福井照子） それではお答えいたします。

(1)の①中学校の造成工事につきまして、完成図書等はあるかという御質問についてでございます。御質問にありましたとおり、太子東中学校は、自衛隊の訓練の一環としての造成工事を経まして、今から44年前の昭和57年4月に開校いたしました。伐採、切土、盛土、整地につきましては、自衛隊による施工でございます。当時の図面等につきましては、地質調査報告書及び建築基準法に基づく工作物の確認通知書を保存しております。なお、ブロック積擁壁につきましては、昭和57年1月に建築基準法第7条第3項の規定による検査済証の交付を受けております。

次に、②の擁壁は道路管理施設か、または中学校造成に係る擁壁かについてでございます。擁壁につきましては、排水溝部分までが中学校の造成に係る構造物でございます。

次に、(2)積ブロック擁壁変状の内容についてでございますが、①積ブロック擁壁の概要についてでございます。勾配は1対0.5、法長は最大で長さ5.59メートルでございます。裏込コンクリートにつきましては、一番高い高さ5メートルの箇所では、上場31センチ、下場91センチで施工されております。背後地質につきましては、れき混じり砂質土及び風化流紋岩でございます。擁壁の亀裂状態は、町道に接する部分に幅1ミリから25ミリの横方向の亀裂が合計で約85メートル、幅25ミリの縦方向の亀裂が約9メートル発生しております。

次に、②水抜きパイプからの水が出た形跡がないかということについての御質問でございますが、これまでも状況を確認しておりますが、御指摘のとおり、水抜きパイプからの排水はほとんどありませんでした。これにつきましては、先ほどもお答えしましたとおり、背後地質がれき混じり砂質土等で、透水性が高く、通常の降雨程度では地中へ染み込んでいるためと推定されます。一方で、記録的な豪雨時には地表付近は飽和状態となりますので、水抜きパイプから水が出る可能性があると考えております。

③擁壁の亀裂につきまして、亀裂の発生の経過についてでございます。平成6年頃から中学校グラウンド下、南側のところでございますが、道路際の擁壁に縦方向の亀裂の変状を確認し、当初数年間は亀裂の部位、幅の計測、記録及び亀裂を埋める応急修繕を行ってまいりました。その後

につきましては、現状確認のみ行っております。令和7年9月、これまでとは異なる場所で擁壁に横方向の亀裂を確認し、通行止めの措置を講じたところでございます。

次に、(3)擁壁上部ののり面状態についてでございます。①擁壁上部ののり面の小段幅等につきましては、のり面小段幅は1.3メートルから2メートル、のり面勾配は1対1.5、1段ののり面最大の高さは6メートルでございます。

②のり面に亀裂が走っていることはないかということでございますが、令和7年10月に実施しました予備調査では、対象のり面の法肩から法中腹にかけては、盛土の沈み込み等による微地形的な変状は認められるが、崩壊跡等の明瞭な痕跡は認められないとの報告を受けております。

次に、(4)早急な調査開始と安全対策の検討をというところで、①の教育委員会発出の情報発信についてでございます。当該擁壁のひび割れにつきましては、令和7年9月に職員が現地に変状を確認いたしました。しかしながら、令和8年4月27日付文書におきましては、「令和7年10月に発見」と誤った情報を発信しておりました。行政として住民の皆様には正確な情報を提供することは極めて重要であることから、間違った情報を発信したことにつきましては深くおわび申し上げます。原因は確認不足にあります。複数の職員で確認しておりましたが、このようなミスが発生したことは、ひとえに確認不足であったものと反省しております。今回の件につきましては既に職員間で共有しており、今後はさらにチェック体制を強化しまして、再発防止、信頼回復に努めてまいります。申し訳ありませんでした。

次に、②と③、これまでの検討と今後の調査については併せてお答えいたします。

経緯につきましては、令和7年9月当初に、管理課職員が道路山側擁壁の横方向の亀裂を確認いたしました。まちづくり課職員とともに状況を確認し、被災住宅危険度判定連絡協議会で公表されております擁壁被害状況調査・危険度判定票によりまして判定した結果、危険と判定されたため、安全確保のため9月16日に通行止めといたしました。

その後、今後の対策方針を検討するため、令和7年10月1日、地質地盤等の調査実績を持つコンサルに予備調査を委託し、実施いたしました。その結果、盛土施工箇所に設置された擁壁に変状が確認されていることから、盛土が現在も動いているのか否かの活動性の判断というものが重要であることが明らかになりました。活動性を詳細に把握するには、ボーリング調査、土質調査、地下水観測等の本調査が必要となりますが、これらには膨大な費用と期間を要することから、まず1次調査としまして、令和8年度予算に調査業務委託料を計上しまして、5月1日より、盛土の変状メカニズムと現状の活動性の調査を行うための太子東中学校のり面変状調査業務委託を実施しております。本業務は、衛星レーダー解析等を活用しまして、盛土の変状メカニズムの解析及び現時点における活動性の有無の把握を目的としております。

今後につきましては、当該解析により盛土に活動性が認められないと判断された場合につきましては、本調査は不要となり、速やかに補修設計へ移行いたします。一方で、活動性が認められる場合には、ボーリング調査等の本調査を実施した上で、対策方針を決定することとなります。

次に、④1日でも早い安全な通学路の確保をというところでございますが、玉田議員のおっしゃるとおり、1日でも早くという思いは町としても同じでございます。1日でも早い安全な通学路の確保に向けまして、必要な調査を実施した上で対策を検討してまいります。また、どのような形であれ、かなり高額な工事となることが見込まれることから、現在も財源確保のため、国の支援確保に向けた要望活動を行っているところでございます。

このような中で、前提として、最優先すべきは安全性であると考えております。そのため、通行止めに伴い、地域の皆様、太子東中学校の生徒の皆さんには御不便をおかけいたしますが、御理解、御協力を賜り、できる限り速やかに通学路の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（清原良典） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 幾つか確認をさせていただきたいというふうに思います。

先ほど、44年前に東中学校が開校したということと言われまして、その前に陸上自衛隊が敷地の造成工事を行ったということでもあります。私が調べたところによりますと、ちょうど開校の2年前、1980年にどうも陸上自衛隊の造成の起工式をやっているという沿革の記載がありました。その1年たたないんですけど、陸上自衛隊が1980年の10月に起工をした上で、翌年1981年5月29日に校舎と体育館の起工式をやっていると、こういう記載がございました。ちなみに5月29日に起工している日が東中学校の開校記念日になっているということは、昨日教えていただいたところでもあります。

そこで質問なんですけれども、一般に1ヘクタール以上の開発には開発許可が必要だと思うんですけれども、この中学校の造成工事は県の開発許可を得て工事しているのか、あるいは許可をしないで、役所のやる工事ですから、自らの指針でもって工事をしているのかどうか、そこら辺りを今聞きますと、一部完成図書もあるように聞いたんですけども、このブロックとのり面についての完成図書はあるということによろしいでしょうか。

○議長（清原良典） 教育次長。

○教育次長（福井照子） 擁壁に関する検査済証というものがございまして、こちらのほうの工作物の確認通知書には図面はついております。

以上でございます。

○議長（清原良典） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 検査済証で構造物の図面があるという、そういう答弁だったんですけども、この施工は自衛隊じゃなくて建設業者がやったというふうに理解してよろしいですか。

○議長（清原良典） 教育次長。

○教育次長（福井照子） 平成18年以前につきましては、公共施設の造成につきましては開発許可が不要であったため許可は取っておりませんが、造成は自衛隊、それから擁壁については土木の民間事業者が施工したようになっております。

以上でございます。

○議長（清原良典） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 分かりました。要は役所のやる工事なので、一般に開発をするときの許可は不要であるという、こういう理解をさせていただきたいというふうに思います。

あと、次の②なんですけれども、擁壁が要は中学校の造成に係る擁壁で、ちょうど積ブロックの下部のところに排水溝があるんですけど、その水路までが中学校の施設というふうに理解をしいという、そういう答弁だったかと思うんですけども、今、コンサルに発注されたり、これから修繕も場合によってはするということのようなことを答弁いただいたんですけど、この積ブロック擁壁あるいはそののり面の修繕を考えるのに、いわゆる道路施設じゃないので、道路構造物の技術基準ではなくて、宅地造成に係る技術基準で修繕していくというふうに考えてよろしいですね。

○議長（清原良典） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 議員おっしゃるとおり、水路までの構造物が学校敷地ということで認識してございますので、宅地造成法に基づいた積ブロックまたは造成をされておりますので、道路構造とは幾分かやっぱり構造は違いますので、直すにしてもその辺り造成の工事として直すような方法で一応考えてはいるんですが、調査結果を踏まえた上で、その辺りも検討してま

いりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（清原良典） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 はい、分かりました。それぞれの構造物に対して、どんな基準で積算、設計施工するのかというのはその目的によって違いますので、今先ほど経済建設部長が言われたように、要は宅地造成基準で技術的な構造を考えると、こういう理解で考えたいというふうに思います。

あと、積ブロックの擁壁の変状なんですけれども、先ほど答弁を受けたように、擁壁の勾配というのは1対0.5という、こういう勾配でおるということなんですけど、もう少し正確に言うと、1対0.5よりも起きているのか、あるいは寝ているのかという、そこら辺りは把握されていますか。

○議長（清原良典） 教育次長。

○教育次長（福井照子） 現場のほうで確認しますと、どちらかというと、起きているというよりも寝ているような状態に近い、ほんの少しですけれども、そういった状態になっております。

以上でございます。

○議長（清原良典） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 今何のために聞いたかと言いますと、要は1対0.5の勾配で出来上がったブロックが、例えば前のめりになっている場合は、後ろから押されているんですよね。今度、へたるというのは、後ろに反るというんです。ということは、こちら、この裏の地質に、もたれ式というんですけど、積ブロックというのはもたれて擁壁の構造をしているんですけど、その背後の地盤が例えば圧縮されて縮むと、反るような形になります。ということからすれば、今先ほど少し寝ているような構造になっているということになると、土あるいは水の力で押されているんじゃなくて、背後の地盤が縮小もしくは圧縮というか、圧密ではないと思うんですが、要は縮まった上でへたっているという、そういう理解ができるかと思うんです。そこで裏込コンクリートが今、上のほうで31センチ、下のほうで91センチメートルという答弁をされたんですけれども、上の31センチというのはどこからどこまでの距離、あるいは、下の91センチというのはどこからどこまでの距離と考えたらよろしいですか。

○議長（清原良典） 教育次長。

○教育次長（福井照子） 上のほうにつきましては、建築基準法上の裏込コンクリートというのは土木と少し違いますので、土木というのは、上端というんですか、そういう形でコンクリートを張られると思うんですが、少し違いますので、本当に一番上のところで、擁壁の裏のところまでぴったりくっついた状態、下につきましては、同じように擁壁の下の部分もそのところまでということになっております。根入れというんですかね、そのところの下の部分までというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（清原良典） 間もなく正午が来ますけれども、会議を続行します。

玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 ちょっとここ大事なところなんで確認したいんですけど、まず、天端、一番上の部分というのは目に見えるところと考えてよろしいですか。

○議長（清原良典） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） この積ブロックの天端コンクリートにつきましては、上部一体型で打っているんですが、700の幅を持たせています。裏込については、その天端コンクリートか

らまたさらに若干下になるんですが、上部で31センチ、基礎コンクリートの根入れ部分の下幅で91センチというところで、過去にそういう構造で施工されておられます。

以上でございます。

○議長（清原良典） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 いわゆる積ブロックの裏に、31センチあるいは91センチのコンクリートが施工されているという、つまり間知ブロックの場合、控えというか奥行きが35センチあるんですけれども、その35センチの外に、上で31センチ、下で91センチのコンクリートがあるという理解でよろしいですか。

○議長（清原良典） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） はい、議員おっしゃるとおりでございます。

○議長（清原良典） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 それは図面で確認されたのか、あるいは現地で確認されたのか、どちらと理解したらよろしいですか。

○議長（清原良典） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 建築確認の確認証に添付してありました構造図を見て答弁してございます。

○議長（清原良典） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 そうしますと、分かりやすいんですけれども、下が91センチ、上のほうで31センチの裏込コンクリートを施工されているわけですから、その途中は台形になっているというか、途中で段になっているのか、あるいはそのまま台形、前は五分勾配というか、1対0.5の勾配で、裏のほう水平高で31センチから91センチまで膨れているわけですから、背後のほうは直線的に膨らんでいるというふうに理解したらよろしいですか。

○議長（清原良典） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 裏込コンクリートにつきましては、上から基礎部分について一連の構造物として設置してございます。

以上でございます。

○議長（清原良典） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 何でこういうことを聞くかと言いますと、裏込コンクリートの厚みが、普通、道路構造物なんかの場合だったら、10センチの裏コンがあって、途中から15センチ、途中から20センチ、だんだん膨れていくんですけど、ひょっとしたらその構造が、断面が変わったところでクラックが発生しているんじゃないかということでもちょっと質問しているんです。ということは、今、一番上から一番下まで直線的に膨らんだ裏込コンクリートが施工されているということは、そういう断面の変化点がないというふうに理解してよろしいですか。

○議長（清原良典） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） はい。議員おっしゃるとおりでございます。

○議長（清原良典） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 分かりました。

私、今、水抜きコンクリートのパイプの長さを現地で何方所か測ったんですけど、当然一番下のほうの水抜きパイプの長さが長くて、中間に行くとだんだん縮まるといいますか、短くなるという、そういう構造をしています。水抜きパイプというのはコンクリートで充填されたところしか入っていません。裏込碎石のところまでは通過していますけれども、コンクリートが切れたところで水抜きパイプも切れているわけですから、そこに水が出てこないという、そういう現象

は、詰まっていたら別ですけど、そのパイプのところに水が集まってこないという現象が生じているので、上から降った雨というのは、水抜きパイプに來ないで下に浸透している、そんな現象が起こるというふうに考えているんですけど、そういうことで、恐らく何らかの理由で水抜きパイプに水が來ていないんじゃないかなというふうに思います。

ちなみに開発の場合、この水抜きパイプは3平米に1カ所というふうに理解しているんですけど、土木の場合は2平米に1カ所なんですけど、道路構造物の場合は。開発の場合は3平米に1カ所の割合でパイプを設置するというふうな記憶があるんですけど、それはよろしいですか。

○議長（清原良典） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） はい。議員おっしゃるとおりでございます。

○議長（清原良典） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 ちょっとその辺も実際に調査してみてください。3平米に1カ所がたしか開発の基準になっているかと思うんですけど、そのとおりの配置になっているかどうか、少なかったら逆に水が抜けないことになりますので、その点も技術的に大丈夫かどうかのチェックをしておいていただきたいなというふうに思います。

それから、もう1点、のり長が5.59メートルという、そういう答弁をされたんですけど、5.59メートルというのは図面であっているんですか。現地では測れないと思うんですけど、完成図書が5.59メートルになっているという理解でよろしいですか。

○議長（清原良典） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） はい、おっしゃるとおりでございます。

○議長（清原良典） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 すみません、ちょっと計算機を持ってないんで分からないんですけど、5.59を1.118で割っていただけますか。

○議長（清原良典） 玉田晶久議員、ちょっとあんまり詳細になりますとあれなんで、また委員会等で委員長にお伝えしますので。

○玉田晶久議員 分かりました。

○議長（清原良典） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 何で1.118で割ってみるということを言うかといいますと、直高で5メートルしかブロックというのは積めないんですね。だから5.59を多分1.118で割ったら5になるんじゃないかなという、そういうちょっと確認がしたかったんです。その上で、その5メートルの直高までブロックが積めるというのは、上からの荷重がない場合なんです。だから、上からのり面の荷重が積ブロックのところにかかっているんで、だから裏込コンクリートが僕は要るんじゃないかなというふうに、そんな理解をしているんですけども、その辺のことも頭に入れながら、コンサルとの打合せをしていただけたらなというふうに思います。

それから、ちょっと聞いた話なんですけど、雨のときにクラックが入ったところから水が出ているような話を地元の人からちらっと聞いたんですけど、その辺の確認はされていますか。

○議長（清原良典） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 私も昨年のひび割れが入っているというところで現地のほうを確認しまして、雨のときも確認してございます。やはり雨の量が少ないと、ひび割れから出てくるというところまではいかないんですが、雨の量がやっぱり多いと、ひび割れたところからもにじみ出してきているという現状にございます。

以上でございます。

○議長（清原良典） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 その辺も調査するコンサルに実際の現地での状況というのをきちんとお知らせした上で、コンサルの判断を仰いでいただきたいなというふうに思います。これは大事な現場での、コンサルは現場での状況というのは逐一把握しているわけじゃないので、その辺を説明した上で判断をしていただくようお願いをしたいなというふうに思っています。

それから次、(2)の③のところ、擁壁の亀裂は最近発生したものではないように見えるというところの答弁で、太子東中学校の校門を入ったところより上ですかね、道路に縦に亀裂が入っていて、それを修復したということをおっしゃったんですけど、その時期はいつでしたか。ちょっと今聞き漏らしたので、申し訳ないですが。

○議長（清原良典） 教育次長。

○教育次長（福井照子） 当初、変状を確認したのが平成6年度頃という記録がございますので、その辺りからずっと経年的に把握しておりましたので、そのいずれかの年度なんですけど、申し訳ありません、どこを何年度にという詳細な記録は、現在、今のところちょっと持ち合わせておりません。

以上でございます。

○議長（清原良典） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 今、先ほど言われたのは、縦方向に亀裂が入っているというのは、場所は校門のゲートに入って、カーブを右に曲がって、次、左に曲がるまでの間というふうに理解していいですか、場所。

○議長（清原良典） 教育次長。

○教育次長（福井照子） はい、そのとおりでございます。

○玉田晶久議員 ちょうど幅50センチか60センチぐらいに、縦に新しいコンクリートが表面に打ってあった箇所だと思うんですけど、恐らくあれは縦に亀裂が入るということは、こういう動きをしているんですよね。ですから、今、横にクラックが入っている状態とは違って、どちらかが沈下しているんだと思うんです。でないと、要はこういう縦に亀裂は入らないわけですから。それと、今、先ほどの通行止めをしている箇所の変状の原因というのは、恐らく違うというふうに思います。ただ、その頃ぐらいから、今、通行止めをしている箇所の亀裂が分かってきたという理解ですか。

○議長（清原良典） 教育次長。

○教育次長（福井照子） 縦方向の亀裂というのは、先ほどからお話ししておりますとおり、平成6年度頃からです。横クラックというのが、もしかすると細いのが入っていたかもしれませんが、その最初の時期というのは、正直なところ、いつからというのははっきり分らないんですけども、昨年度、そのクラックのところが、横のクラックというのがはっきりと分かりまして、これは危険ではないかというところで、こういった措置を取ったところでございます。

以上でございます。

○議長（清原良典） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 (3)の擁壁上部ののり面の状態で、小段の幅が1.3から2メートル、それからのり勾配が1対1.5、のり面の最大高さ6メートルという、こういう回答をいただいたんですけども、この構造というのは、主に盛土によってできたのり面というふうに理解をしてよろしいですか。盛土というのは、もともとの山が低いところがあって、要は上の削った山の土をこちらに持ってきて、盛土をしてできた斜面というふうに理解してよろしいですか。

○議長（清原良典） 教育次長。

○教育次長（福井照子） 今回横クラックが入ったところにつきましては、盛土の部分でござい

ます。

以上でございます。

○議長（清原良典） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 ちょっと太子東中学校の沿革を調べていたときに、開校して何年目だったか、1年目だったか2年目だったかで、ドングリの種を1万5,000個播種したというような、そんなたしか記録があったかと思うんですけど、ドングリの種をまいたということは、もともと木がないところ、もともと造成したのり面というのは、のり面が崩れないように草で覆うのが普通なんです。ところが、いつまでたっても草のままで置いておくと、根が張るのが知れていますから、やっぱり木本、つまり木を植えていかないと駄目だということがあって、自然の状態を待っていたら時間がかかるので、恐らくドングリの種をまいたんじゃないかなというふうに思うんです。そういうことの裏づけは、あくまで盛土ののり面だったから、ドングリの木を植えて、植栽、のり面を覆うようにしたのかなと。それから約四十四、五年たつわけですから、もともと種だったものが、今、ドングリの木というのは、コナラ、クヌギの類だと思うんですけど、結構太い木になっているので、そこら辺りが風に揺れたり、もちろん根は下のほうに張っているんですけど、木を揺ることによって水締めの効果というんですか、水を土中に含んでいたら、木が揺れることによってそこが圧縮されるような効果があって、ブロックがへたるという、そういう可能性もあるかなというふうに思うんですけど、今ちょっと、僕、建築の建つ基準というのは正確には覚えてないんですけど、1対1.5というのが、盛土の場合は1対1.8じゃなかったかなと思っていて、いや、もうそれはいいです。コンサルと打合せをする中で、最大勾配の6メートルとか、これも5メートルだったような気がするんですけど、その辺が基準に合っているのかどうか、つまり、今の状態で修復していいのかどうかも含めて検討課題の中に入れていただけたらなというふうに思いますので、その点もよろしくお願ひしたいと思いますが、その点はいかがですか。

○議長（清原良典） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） のり面の測量につきましては職員のほうで行っておりまして、最大6メートルという数字を答弁させていただいたんですが、その辺りもしっかりコンサルに伝えた上で、勾配についても1対1.5という勾配でつくっておりますので、その辺りもしっかりとコンサルに説明した上で調査のほうを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（清原良典） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 今、のり面のほう、小段の幅なんかは聞いたんですけども、小段に恐らく排水路があると思うんですけど、まず、小段に排水路があるかどうか。

○議長（清原良典） 教育次長。

○教育次長（福井照子） はい、排水路はございます。

以上でございます。

○議長（清原良典） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 全ての小段にありますか。それとも何段かに1カ所が入っているということになるんですか。

○議長（清原良典） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 小段全てに設置はしてございます。

○議長（清原良典） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 何でこういうことを言うかという、要は小段に排水があるということは、表面の水がのり面をはわすんじゃなくて、小段に落ちたものが少なくとも縦方向に水を引いて、途

中で集水桝か何かがあって、そこから縦方向に流していくという、そういう構造になっているので、恐らく全ての小段についているんじゃないかなというふうに思うんですが、その水路は健全な水路になっていますか。つまり、落ち葉が詰まって、もう流れないような構造になっているんじゃないかなと勝手に推測するんですけど、その点いかがですか。

○議長（清原良典） 教育次長。

○教育次長（福井照子） 現場で確認しましたところ、議員おっしゃるように、落ち葉が詰まったりとか、土砂が堆積したり、ちょっとずれたりしているところもあるような状況でございます。

以上でございます。

○議長（清原良典） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 これを教訓に、できたら出水期前の例えば5月とかに、あるいは、冬場、葉っぱが落ちて、5月ぐらいにやるのが適切かどうか分かりませんが、年1回、最低、一度、水路とかのり面の状況を点検するような、そんなことをすることも必要なのかなというふうに思います。できたら、もう自然に還った山なので、そういうことも全く感じないんですけど、水路というのはそのためにつけているんで、流れるようにしてつけているものですから、その辺の点検を今後はしていただけたらと思うんですけど、その点はどうか。

○議長（清原良典） 教育次長。

○教育次長（福井照子） おっしゃるとおり、今回の事態を受けまして、点検というものの必要性については重々認識しましたので、できるだけそのようにしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（清原良典） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 (4)のところの教育委員会の文書のところで、間違った発信であった、気をつけますというそういうお話だったんですけど、私は、人間というのは間違ふ動物だというふうに思っていますので、間違いをそういう批判するんじゃなくて、チェックをきちっとしてくださいというのをいつの時代でも口酸っぱく言うんですけど、言わば、こういう文書が出てくると、あれ、教育委員会というのは何にも確認しないでこんな文書を出しているというふうに住民としては捉えるわけです。住民というのは知っているんです、看板に去年の9月16日から通行止めになっているのに、10月にクラックが発見されたみたいな文書を見て、何にも考えてないんじゃないのみたいな行政不信を招くような文書になっているという。この場で口酸っぱく言わなくても重々御存じだとは思いますが、こういうことがないように、これは1つの事例として挙げておきますけれども、行政の文書を発信するときには、やっぱりその辺のチェックをきちっとした上で、一旦間違っただけを出せば訂正をする、そういうフォローアップも必要じゃないかなというふうに思いますので、その点よろしくお願いしたいと僕は思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（清原良典） 副町長。

○副町長（榮藤雅雄） おっしゃるとおりで、教育委員会に限らず、役場、行政全般の問題としてこれを捉えさせていただきまして、今後気をつけていきたいというふうに思っております。この訂正につきましても、また十分に検討させていただきます。

以上です。

○議長（清原良典） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 よろしくお願ひします。

次に、②の去年の9月から今日までどんな検討がされてきたのかということで、今、令和7年

9月に横方向の亀裂が入ったということで、危険度判定委員会というのが、何かそんなふう聞いたんですけど、危険度判定評価委員会か何か、ちょっとその辺をもう1回答弁をお願いできますか。

○議長（清原良典） 教育次長。

○教育次長（福井照子） 被災宅地危険度判定連絡協議会というものがございまして、そちらのほうで公表されております擁壁被害状況調査・危険度判定票というものがございまして、そちらに基づきまして状況を、ひびでしったりとか、そういったものをチェックして行って、点数をつけて判定したものでございます。

以上でございます。

○議長（清原良典） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 それは擁壁に亀裂もしくはそういう何かの変状があったときに、判定するときのフロー図みたいなものがあるということですか。もしくは、役所の中でそういう判定するような専門の部署があって、そこで判定するということなんですか。

○議長（清原良典） 教育次長。

○教育次長（福井照子） 役場の中にそういった部署はないんですけれども、管理課の建築職、それからまちづくり課の土木職、あわせて、その危険度というものをこの調査票に基づきまして判定した結果でございます。

○議長（清原良典） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 管理課もしくはまちづくり課の建築の専門職の方が判定するに足る、そういう判定票みたいなものがあるという、そういう理解をしいいんですか。

○議長（清原良典） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 先ほど教育次長が答弁いたしました危険度判定票というものがございまして、その表に記載している事項で点数をつけていくという。点数が何点以上は危険である、何点以上は安定しているというような指標が一応うたっておりまして、これに基づいて我々職員が行って算定したものでございます。

○議長（清原良典） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 そうしますと、建築職じゃなくても、そのフロー図に基づいて選択していけば、ある一定の結論が出る、危険あるいは安全、要精密検査とかいうのがあるのかどうか分かりませんが、要は何らかの判定ができるようなフロー図があるというふうに理解していいですね。

○議長（清原良典） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） どちらかといいますと、建築よりも土木職のほうが色が強いのかなという気はいたしますが、土木の知識を持っている人間であれば、ある程度似たような数字が出るのではないかとこのように考えてございます。

以上でございます。

○議長（清原良典） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 昨年の10月にコンサルに委託をして予備調査をやったという、そういう答弁だったんですけれども、その調査期間の終わりはいつだったのか、10月からいつまでだったんですか。

○議長（清原良典） 教育次長。

○教育次長（福井照子） 調査期間につきましては、10月1日から10月31日まででございます。

以上でございます。

○議長（清原良典） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 もっと期間が長くかかって、令和8年5月から盛土の変状調査が入っているのかなと思ったんですけど、じゃあ、去年の11月から今年の3月まで、昨年度で調査をやらなかったのは何でだったんですか。

○議長（清原良典） 教育次長。

○教育次長（福井照子） それにつきましては、令和8年度予算に盛り込みまして、4月早々に入札を行い、5月から実施するというスケジュールで進めてまいりましたので、その期間になります。

以上でございます。

○議長（清原良典） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 予算の関係で、要は令和8年度予算で本格的というか、その予備調査に基づいた具体的な調査を令和8年度からやっていこうということで、令和7年度の補正までは考えなかったという、こういう理解でよろしいですか。

○議長（清原良典） 教育次長。

○教育次長（福井照子） 3月補正しましても、入札を行ってということになりますと、あまり時期的には変わらないということもございましたので、新年度で対応させていただきました。

以上でございます。

○議長（清原良典） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 今年度5月からのコンサルとの契約で、盛土と変状の調査をやるんだという、そういう答弁があったかと思うんですけども、その後変状が見受けられれば、ボーリングとか補修とかの設計調査に進みたいという、そういうお考えを述べられたんですけど、この5月からの変状調査というのは、工期はいつまでになっているんですか。

○議長（清原良典） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 工期は令和9年3月26日となっております。

○議長（清原良典） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 そうしますと、変状調査を約1年、5月からですから10カ月ぐらいですか、来年3月までの間で変状調査をするということなんですけれども、その調査を受けて、先ほど言われたボーリングなり補修の設計に入っていくという、そういうスケジュール感だというふうに理解してよろしいですか。

○議長（清原良典） 教育次長。

○教育次長（福井照子） スケジュールにつきましては、この雨季、先ほど議員もおっしゃられましたような雨の時期を挟みまして調査をいたしまして、11月頃にかけて調査をいたします。あわせて、衛星レーダーの解析を行いまして、11月頃に中間協議をいたしまして、3月に最終的な調査結果が出る予定でございます。

以上でございます。

○議長（清原良典） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 私が聞きたいのは、その調査を受けて補修とかボーリングとかという、要は次のステップに入るというふうに理解しているんですが、その次のステップに入るのは再来年度、9年度になるというふうに理解していいんですか。

○議長（清原良典） 教育次長。

○教育次長（福井照子） 今年度の調査を受けまして、まずはどのような工事が必要かということを確認いたしまして、まずは設計業務に入っていくようになると思います。ですので、実際

の工事というのはその後になりますので、それが9年度の後半なのか10年度になるのかということも併せまして、その調査結果を受けてになると考えております。

以上でございます。

○議長（清原良典） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 今、5月の契約の中で変状調査だけをやっているというふうに僕は理解したんですけど、その変状調査の結果で、対策、修繕の委託も入っているのかどうか。設計委託の内容なんですけど、5月に契約した。

○議長（清原良典） 教育次長。

○教育次長（福井照子） こちらにつきましては変状の調査で、設計委託については入っておりません。

以上でございます。

○議長（清原良典） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 ちょっとそここのところを聞いているんですが、変状調査が今年度いっぱいかかるということは、その次のステップで補修になるのかボーリング調査になるのか分かりませんが、次のステップは来年度にならざるを得ないという理解ですよね。

○議長（清原良典） 教育次長。

○教育次長（福井照子） はい、そのとおりでございます。

○議長（清原良典） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 そうすると、調査は今年度いっぱいかかるということなんですけど、通行止めはまだもっと先まで続くという理解ですよね。調査をする、補修するとなったら9年度になるだろうし、そのための予算も恐らく町単独でやるわけにいかない規模の予算になるだろうし、ということからすると、相当先に通行止めが解除されるまでかかるんじゃないかなというふうに思いますので、教育委員会の文書は、少なくとも8年度、ちょっと読みますと、道路の安全が十分に確認できるまで少なくとも1年間通行止めを継続する予定ですよというような記載があるんですけど、そうすると、今、話を聞くと、少なくとも1年間なんですけど、必ずそれ以上にもなるという、そういう理解になるんですよね。

○議長（清原良典） 教育次長。

○教育次長（福井照子） 少なくともと入れさせていただきましたのは、まずは調査をさせていただいて、その調査結果に基づきまして、どの程度危険なのかという判定ができると思いますので、その結果を受けて、例えばですけれども、中学生の徒歩の通学のみでしたら可能なのか、それとももう全面的に危険であるため、もう本当に今のように通行止めを全面的にしなければならぬかという判断もできると思いますので、その辺りを含めて最短で1年間、少なくとも1年間という表現にさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（清原良典） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 御存じのように、今、通行止めをされている区間というのは、松ケ下のほうから中学校に向かって、ちょうど左側のほうに停車帯というんですか、白線が引いてあって、広い路側帯というんですか、駐車帯があるかと思うんです。あそこが通行止めになる前は保護者が車で、どういう理由かは分かりませんが、生徒を迎えに来るような車がずっと連なっていたことをよく私が見ているんですけど、それが、今回あそこが通行止めになったことによって、通行止めになっていない箇所、つまり校門から下りていくと右側に曲がって住宅地があるんですけども、その左側に墓がありますよね。その墓の前で保護者の自動車が止まるという、そういう状態

になっている。一部、聖徳台の自治会の方から苦情も聞いているというふうなお話を聞きます。そういう意味でいくと、いろんな事情があつて送ったり迎えたりされるんだと思うんですけど、今、少なくとも1年間は通行止めになりますという情報だけで、そのままじゃなくて、その途中経過というか、今こんな状態だからもう少し待ってねとか、出しっ放しで、また来年の4月ぐらいに、まだ、あと1年かかりまんねんというふうな文書を出すんじゃなくて、その途中経過をできるだけ丁寧に情報発信するというのか、そんなことが必要ではないかなというふうに私は思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（清原良典） 教育長。

○教育長（糸井香代子） 今、議員がおっしゃいましたとおり、保護者や地域の皆様への情報の周知については非常に重要なことであると思っております。今年度4月に発信をしておりますけれども、また状況を踏まえて適切に、先ほどの訂正も含めて情報発信してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（清原良典） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 よろしく願いをします。

今、変状調査をする、具体的には中身までは聞いてませんが、役場の担当の方あるいはコンサルの方と必要な調査をされているんだと思うんですけども、傾斜計を置くとか、伸縮計を置くとか、より具体的にその動きをつかめるような方法もあるので、その辺、十分コンサルの方と打合せしていただいて、必要な調査をやっていただきたい。不必要な調査までやる必要もないんですけど、必要な調査をきちっとやっていただいて、安全な構造物を造っていただきたい。あわせて、できるだけ早く結果を出していただくように最後にお願いをして、私の一般質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（清原良典） 以上で玉田晶久議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩します。

再開は1時35分です。よろしくお願いします。

（休憩 午後0時33分）

（再開 午後1時35分）

○議長（清原良典） それでは再開します。

次に、中島貞次議員。

○中島貞次議員 議席番号12番公明党中島貞次でございます。それでは、一般質問を3点にわたって行いますので、よろしくお願いいたします。

まず1点目、リトルベビー支援についてです。

リトルベビーとは、体重が2,500グラム未満で生まれた赤ちゃんのことを言います。このような状況で生まれた家庭に対して、経済的に大変だという話を聞きますが、その対象の家庭への補助事業はあるのかどうか尋ねます。

(1)太子町での過去10年を振り返って、リトルベビーが生まれた件数が1年単位でどれくらいの数になるのか。

(2)経済的支援について、国、県、町で補助事業はあるのか。また、搾乳機及び母乳パック購入支援の取り組みはあるのか。

(3)精神面での対応について、低出生のため、しばらくの間赤ちゃんはNICU（新生児集中治療室）で入院が必要となり、母親はその間ほとんど毎日病院へ行き、搾乳などするが、一緒に

生活できないことから、心のケアが大事だと考えるが、どのように対応しているのかお聞きします。

○議長（清原良典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（藏屋一彦） それでは、(1)過去10年間の出生件数、1年単位でということですが、平成28年度から令和7年度の10年間で太子町における低出生体重児（2,500グラム未満児）の出生数は218人で、年度ごとの単位でいうと11人から31人ということではばらつきはございますが、平均では約21～22人ということでございます。

続きまして、(2)経済的支援につきましては、まず国庫補助事業といたしまして、未熟児養育医療制度がございます。これにつきましては、未熟児でございますので、入院にかかる医療費、それから食事代等の自己負担分を公費で負担するものでございます。

また、低体重児だけではございませんで、全妊産婦が対象となりますが、国庫補助事業といたしまして、妊婦のための支援給付金があり、妊娠時に5万円、出生後、お子さん1人に対して5万円を給付いたしております。また、もう1点、国庫補助事業で産婦健診受診料助成ということで、お子さんが生まれた後、2回受診される場合の受診料の助成がございます。

また、現時点で太子町におきましては、搾乳機及び母乳パック購入に対する支援制度はございません。

続きまして、(3)精神面での対応について、心のケアはどのように対応しているのかということですが、町の低出生体重児の産婦さんへの対応といたしましては、入院とか出産された病院からの情報提供書を基に、町保健師が必ず全対象者を訪問いたします。育児への不安、それから産後に使える育児支援サービスの紹介、それから出産された後の鬱のリスクがないかなどを訪問時に確認し、経過を見守るようにしております。

また、必要に応じて赤ちゃんが退院する前にも産婦の訪問を実施しております。それと、低体重ということがございますので病院との連携というのは欠かせないものかと思えますけれども、病院へは訪問結果を町のほうから病院に報告することで連携を図りつつ、相談支援体制を確保して経過を見守っております。

以上でございます。

○議長（清原良典） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 10年間で218人と、平均して21人、昨年度だったか、ちょっとお聞きしたら20人ぐらいいらっしゃったということをお聞きしています。それぞれ当然早ければ妊娠5カ月ぐらいから出産ということになって、小さいときには1キロにも満たないという場合に早く生まれる、どうしてもそういう経過があります。そのときに、要は普通の出産時のように2キロ、3キロ前後というのか、そういうところまで成長するまでNICUで養育というか、看護するんですけれども、その間ずっとお母さんは毎日のように搾乳をして届けるわけです。1日1回だったらそれで済むんですけれども、ところが、1日に数回、例えば1日、お昼に行って十分量があるからそれでいいのではなしに、新鮮で雑菌が入らない状態で、生まれたての新生児に対して母乳を持っていかなければいけないと、そういう負担があると思うんですけれども、そういう現場の声というのは聞いたことはありますか。

○議長（清原良典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（藏屋一彦） 私も太子町にお住まいの方に直接そういう状況の方のお話を聞いたわけではなくて、例えばメディアであるとか、そういう特集が組まれているものなどで、搾乳して病院に持っていかれるというのは聞いたことはございます。

今、中島議員が言われたように1キロを切るような方というのも、毎年ではございませんが、

ここ10年でも約10名ぐらいおられて、多分そういう御苦勞をされておるんだと思います。その部分について、町のほうにその制度があればいいんですけども、先ほど申し上げましたけれども、妊娠時の5万円であるとか、出生後5万円ということで10万円の補助も出ておりますので、その辺りもちょっと活用していきながら、今後お声を聞きながら、制度についてはまた将来的に検討していければと考えております。

以上です。

○議長（清原良典） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 先ほど出産時に5万円、出産後に5万円という話がありましたけれども、それはこういう低出生で生まれたお子さんにも適用されるんですか。

○議長（清原良典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（藏屋一彦） それにつきましては、妊娠された時点で5万円給付、それでお生まれになられて5万円ということでさせていただいておりますので、低出生児の方とかそういうのは関係なく、給付させていただいておるところでございます。

以上です。

○議長（清原良典） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 搾乳する機械及び母乳パックの件なんですけれども、搾乳機、機械がない場合は手で母乳を出して、それで病院へ持っていくという格好になるんです。全国のいろいろな話があって、体験談として、手で絞って出すというのはかなり手に力が要って、腱鞘炎になる人もいらっしゃる。ところが機械にしますと、そこまで肉体的なあれはないんで、ところが大体1万円前後かかってしまうというふうなことがあって、それから、絞り出した母乳はパックに収めて病院へ持っていくんですけども、それが1日数回に及ぶと。どこかでお話を聞いたんですけども、3時間、4時間に1回必ず出して、それをすぐ病院へ届けて、また帰って、また3時間、4時間のうちにまた母乳を搾乳して、また病院へ持っていくという大変な御苦勞があるわけです。ですから、母乳パックも使い捨てですから、やっぱり経費がかかってしまうわけです。たとえば1つ、1,000円以下であっても、500円であったとしても、1カ月の回数を、例えば1日5回搾乳したとしますと、パックは使い捨てですから、例えば500円だったとしたら1日5回で2,500円、1カ月30日としたら7万5,000円になる。あと、機械自体も1万円前後、機械にするとしたら1万円前後かかります。そういう費用的な面で少しでも補助がないものかなと私は思いましたが、その辺の検討をまた考えていただきたいんですけども、現状ではどうですか。

○議長（清原良典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（藏屋一彦） 現状では特に考えておりませんが、今回御意見いただきましたので、今後検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（清原良典） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 これは鹿児島県の例なんですけれども、助成額として、対象者は養育医療の対象となり、医療施設で入院が必要となった子の母親ということで、搾乳機も手動と電動、レンタル、いろいろあるんですけど、母乳パックの購入費用は助成額は対象経費の2分の1以内と、上限2万円というふうなところもあるようです。そういうことで、また検討のほうだけよろしく願いいたします。

年間平均20人、21人の御家庭が大変御苦勞されていると。それに加えて大変なのが肉体的・精神的、そういう心のケアに関するものです。先ほどの答弁の中で、訪問事業をされておられるということで心強いのかなと思います。お母さん自身の声として、これはどこの県のお母さんの声

か知りませんが、「低出生体重児で生まれた息子は、産後すぐは1ccの母乳を飲んでいました。母乳は比較的に出るほうでしたが、息子の飲む量に合わせて搾乳パックに入れていました。かさむ母乳パック代、搾乳機は手動から電動へ。やっぱり手が腱鞘炎になって大変ですものね」「搾乳期間が長くなればなるほど、とても金銭的負担が多かった」というふうな声もあります。単純に十月十日という、普通の妊娠出産は十月十日ですけれども、低出生児の場合は、例えば普通の十月十日よりもさらに半年延びたりという場合もあるわけです。やっぱりある程度体重が増えて大きくならないと退院できないということで、下手したら1年近くそういう病院通いで搾乳ということが起きてしまうわけで、その辺の悩み、やっぱりしっかりと訪問されますからいろいろなお困り事を聞いていただいて、母子ともに健康な状態で過ごしていただきたいなと思いますし、もう1人のお母さんの話では、「私は思いがけない急な出産となり、起き上がることもできない段階から搾乳を始めました。ほんの1滴でもまだ会えていない我が子に届く。早く産んでしまい、全てを我が子に背負わせてしまったのではないかという自責の念を抱えながら、私にできる唯一のことが母乳を届けることだと信じ、必死に搾乳を続けていました」ということで、子供がそばにいない孤独感の中、それでも3時間置きに、この方はアラームをかけ、真っ暗で冷え切った部屋で涙を流しながら搾乳していました。それでも私にできることは搾乳しかないというふうな体験の話もお聞きました。そういう意味で、今後とも、全体の出産量から見ると平均21人ですから、今後とも十分なケアをよろしくお願ひしたいと思います。

また、ある人ではNICUの入院が半年、あるいは1年近く入院し続けたという事例もありますので、その辺の皆さんの御苦勞というか、そういうのをまた感じていただいて、十分な手当だけよろしくお願ひしたいなと思いますので、今後ともどうかよろしくお願ひいたします。それに対してお答えだけお願ひします。

○議長（清原良典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（藏屋一彦） 議員の今のお言葉で大分実情というのも詳しく分かりましたし、またこちらのほうでも、鹿児島県日置市だったと思いますけれども、助成制度とかも研究させていただきながら、できるだけ御苦勞に報えるような制度ということで、また検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（清原良典） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 では、2番目に行きます。PFAS（有機フッ素化合物）について質問いたします。PFASというのは今後何回も出てくるんですけれども、便宜上ピーファスと呼びます。

健康への影響が懸念されるPFAS（有機フッ素化合物）ですが、環境省は4月から水道水の水質基準にPFASのうち、PFOSとPFOAを追加し、水道事業者などによる水質検査を義務化しました。PFASは炭素とフッ素がつながった有機フッ素化合物の総称で、代表的な成分がPFOSとPFOAで、水や油をはじき、熱に強いとされている。それが体内で蓄積されると発がん性があり、コレステロール値が上昇するなど健康への悪影響が考えられています。その現状について尋ねます。

(1)工場周辺、地下水、河川等で異常な数値を観測した地域もあると聞いているが、令和6年度全国調査での太子町のPFAS濃度はどうだったのか。

(2)令和8年度から、水道水の水質基準にPFAS濃度に関する項目が追加され、PFOS、PFOAの定期的な検査が努力義務から義務化されましたが、太子町の現状はどうだったのか。

○議長（清原良典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（藏屋一彦） 生活福祉部のほうからは、地下水であったり河川とのことについ

て御説明申し上げます。

2024年度に環境省が公表しております令和6年度公共用水域水質測定結果及び地下水質測定結果につきましては、本町における検査地点というのはございませんでしたので、うちのほうではその検査とかそういうのをやっておりませんので、数値のほうは出ておりません。

なお、隣接するたつの市であるとか姫路市の地下水であったり、揖保川の上流、下流、それから林田川の上流などの地点が調査されておりましたが、いずれも規定値を超えるような地点はございませんでした。

以上です。

○議長（清原良典） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 私のほうからは、(1)の太子町のP F A S濃度はどうだったかという御質問ですが、令和6年度に環境省と国土交通省が共同で実施しました水道におけるP F O S及びP F O Aに関する調査において、調査対象期間は、当該検査項目が令和2年度より水質管理目標設定項目に追加された以降の調査になります。上下水道事業所では、各水道事業体が策定する水質検査計画に基づいて、令和2年度から検査を実施しており、2024年度のP F A S濃度は9ナノグラムパーリットルという結果であり、暫定目標値である50ナノグラムパーリットルを下回っております。なお、水質検査結果は町ホームページにより掲載しております。

続きまして、(2)でございます。

令和8年度から水道水の水質基準にP F A S濃度に関する項目が追加され、P F O S、P F O Aの定期的な検査が努力義務から義務化された太子町の状況はどうですかということで、P F O S及びP F O Aにつきましては、これまで水質管理目標設定項目として検査を実施しておりましたが、令和8年度から水質基準項目へ位置づけが引き上げられ、定期的な検査が義務づけられたところでございます。

このことを受けまして、上下水道事業所におきましては水質検査計画を見直し、従来実施していました原水2カ所、老原、吉福水源地の年1回の検査に加えまして、新たに浄水給水栓3カ所、太子ニュータウンの公民館、山田公民館、そして龍田公民館において、年4回の検査を実施することとしてございます。

本年度につきましては、令和8年5月12日に第1回目の検査を実施しておりまして、その結果は、太子ニュータウンで9ナノグラムパーリットル、山田公民館及び龍田公民館におきましてはそれぞれ6ナノグラムパーリットルとなっており、いずれも国の基準である50ナノグラムパーリットルを大きく下回る結果となっております。今後におきましても継続的な水質監視を行い、安全で安心な水道水の供給に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（清原良典） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 今報告があった状況をお聞きますと、特に太子町では問題はなかったのかなと思います。有機フッ素化合物というのは、フライパンなんかでよく使われ、フッ素加工したフライパンとかでよく宣伝されますけれども、ああいうのに使われていますとか、消火器なんかで使われているんですけれども、太子町はそれだけでよかったんですけれども、Y o u T u b eとかいろいろな情報を見ますと、お隣の岡山県でひどい数字が出たというのを聞いて、大丈夫なのかなというふうに思いました。

そういうもので、先ほど言いましたとおり、人体や動植物に悪影響のおそれがあり、現在P F O SとP F O Aについては、製造・輸入が原則禁止になっているそうです。ですから、新たにつくられることは原則ありませんが、今までの蓄積されたものといいますか、世の環境中には残る

らしいんです。ですから、結果としてはよかったので、今後とも水道水の安全の確保について、よろしくお願いいたします。義務化されましたから、来年度以降もまた検査を実施されていかれると思いますので、またよろしくお願いいたします。

最後に1点だけ、今、水源地以外に3カ所ほど話がありましたけれども、これは定点ですか。それとも来年はまた別のところとか、そういう方向性について。

○議長（清原良典） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） この3カ所につきましては、定点として毎年行っているほかの項目で行っているところでもございますので、そこはもう変わらず同じ場所で検査をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（清原良典） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 それでは3点目、生命（いのち）の安全教育についてを質問します。

令和2年に「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が示され、令和3年には性犯罪・性暴力の加害者にならないための「生命（いのち）の安全教育」の教材及び指導の手引きが作成され、公表されました。その後、令和8年3月には、刑法改正によりまして、教材・指導の手引きが拡充・改訂されました。

この教材・手引きは生命（いのち）の貴さや、性犯罪・性暴力の根底にある誤った認識や行動、それらが及ぼす影響について、性犯罪・性暴力の防止、対処に関する知識やスキル、一人一人の人権を尊重する態度を身につけ、各発達段階に応じて適切に対処できるようにするのが目標であります。

(1) 幼児期から小・中学校及び特別支援を要する児童・生徒に至るまでの学習内容が示されているが、太子町の現状を尋ねる。

(2) AI時代と言われる中、SNS・インターネット利用の低年齢化が指摘されている。太子町での幼児や児童・生徒のインターネット利用率やスマホ所有の実態は、どの程度なのか。

(3) スマホを利用したSNS上での個人情報及び顔画像の流出などいろいろな事件が起きているが、太子町での現状はどうなのか。

(4) 特定の性教育内容を、原則として一律に教えないというルール、いわゆる「歯止め規定」がある。完全禁止ではないが、太子町では適用されているのかどうかお聞きます。

○議長（清原良典） 教育長。

○教育長（糸井香代子） 「生命（いのち）の安全教育」について私からお答えをいたします。

まず、生命（いのち）の安全教育、太子町の現状でございますが、町内の学校・園所においては、本教育の趣旨を踏まえ、発達段階に応じて教育を行っております。

まず、幼稚園や保育所の未就学児に対しては、養護教諭は絵本などを使いながらプライベートパーツについて指導しているほか、誕生日会等の機会を捉えて、命の大切さを伝えています。

小学校の低学年では、水泳の授業や日常の学校生活の中で、未就学児と同じく自分の体の大切なところを守ることを含めた性教育を行っております。3年生以上の学年では、保健の授業でこれらの内容に加え、生殖器や生命の成り立ちについても教科書や動画を使って学習を進めております。

中学校の保健体育の授業では、避妊具や性感染症について学ぶだけでなく、講師を招いた妊婦体験やデートDVの講話、警察OBによるSNS講習会を実施し、SNSの危険性や性被害の実態についても触れております。特別支援学級の児童・生徒に対しても、絵本などを用いながら、人権尊重の観点を踏まえた心と体の教育に取り組んでおります。

次に、(2)児童・生徒のインターネットの利用率やスマホの所有の実態についてお答えいたします。

まず、幼児のインターネット利用率やスマートフォン所持率につきましては、正確にその率を把握できてはおりませんが、テレビを含めたメディアの利用率については100%であろうと思っております。メディア機器として利用している割合が高いものとしてテレビ、それからスマートフォンで22%、タブレットが16%というデータがあり、このことから考えますと一定数はスマートフォンやタブレットを使い、インターネットに幼児期から触れている可能性があることが推測されます。小・中学生に関しては、1人1台端末を活用しておりますので、インターネット利用率は100%でございます。

スマートフォンの保有率については令和6年度のデータになりますが、小学校1年生27.3%、2年生33.4%、3年生40.3%、4年生53.6%、5年生59.4%、6年生65.1%となっております。中学校では最新のデータで、1年生82.9%、2年生88.5%、3年生93.75%となっており、学年が上がるにつれて保有率も上昇しております。

続いて、(3)SNS上での個人情報及び顔画像の流出などの現状についてでございますが、昨年度、小・中学校で発生したいじめ事案のうち、SNSに関するものは18件ありました。具体的な内容といたしましては、アプリ内での誹謗中傷や、撮影した動画・画像のグループ内での拡散などが挙げられます。こうした事案が発生した際には、関係する児童・生徒及びその保護者に対して、画像や動画の消去も含めた指導を行っております。

このような事態を防ぐために、児童・生徒対象の情報モラル教育の実施に加え、保護者に対してもSNSの危険性を伝えるため、中学校の入学説明会などの機会を捉え、利用に関する啓発活動を行っております。

続いて、(4)「歯止め規定」の適用についてお答えいたします。

性教育の中で、プライベートパーツや性感染症、避妊具、受精についてなどは教科書等を使って指導をしておりますが、性交渉等の部分に関しては過度な性教育にならないよう、子供たちの成長段階に合わせて配慮しながら指導をしております。今後も学習指導要領の「歯止め規定」に沿いながら、適切に指導してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（清原良典）** 中島貞次議員。

**○中島貞次議員** 太子町において生命（いのち）の安全教育を実施されているということを聞いて、一安心したところです。令和5年度、3年前、2年前の古いデータなんですけれども、兵庫県が非常に低くて、30%、32%前後で、ところが、性犯罪・性暴力防止のための教育を実施しているというのは兵庫県の場合かなり少なく、8%切ったぐらいの数字しか上がらないわけです。全国的に見ても、福岡県なんかは数字が80%を超えているとか、東京都でも70%をはるかに超えている数字とか、地域による差が激しいわけですね。ですから、先進県、先進的な兵庫県なり、愛知県なり、結構進んだところなのになぜか低いなという気がして、ちょっと太子町の現状はどうかなというのをお聞きしました。でも、太子町としてはしっかりとやっておられるということで、あと、具体的に今、教育長のほうからいろいろと言われましたけれども、先ほど小・中学校について、学年ごとにスマホ保有率の数字をいただきました。高学年、中3になればなるほど当然数字は上がってくるわけで、文明の利器ですから、当然この時代、スマホというか、そういうのを持っていない人自体が少なくて、持っていないとかえってのけ者にされたりするということもあるのかな、もうお年寄り以外はほとんどスマホの時代です。

そこで、じゃあ持っているのはいいんですけれども、このデータによりますと、低年齢層の子

供の75.2%が既にインターネットを利用していると。要は幼稚園も含む就学前児童でも70%近く、68.8%が利用しているというふうなことで、当然その中にはゲームやらいろんなものが含まれていると思うんですけども。ですから、小さいときから、インターネット利用は2歳でも63.5%というふうな数字が出ております。これはこども家庭庁のデータなんですけれども。ということは、物心つき始めたぐらいから親と一緒に見るんでしょうけれども、本人が自主的にインターネットを見るということは少ないと思うんですけども、親と一緒に見出していると。8歳以上でインターネットの利用は91.3%ありますというふうなことで、要は昔であれば、中学校卒業して、私らは高校時代からそろそろというような感じが、今は低年齢化しつつあるということで、この辺の状況について、2歳でもそれだけあるということについてはどう思われますか。

○議長（清原良典） 教育長。

○教育長（糸井香代子） 今おっしゃいましたように、こども家庭庁のデータによりますと、未就学児も非常に多くそういう情報媒体を使っているというのは承知をしております。ただ、中には知育アプリですとか、また昔で言うテレビの代わりにスマートフォンやタブレットの画面をそのまま見ているというような状況もあるかと思います。

ただ、それだけではなく、やはり繰り返し流されるY o u T u b eであったり、またテレビとは違う、これは子供が見るべきものであるかどうかというようなものを実際に未就学児が見ているようなことも想定されるかと思いますので、そこには非常に配慮が必要かと思います。そこはもう保護者への啓発であろうと思います。幼稚園や保育所においても、また関係機関等においても、保護者も含め、子供たちに何が一番適切であるのか、何をすべきなのかというのは継続して啓発していく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（清原良典） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 この問題を通じて、要は利用したら、使ったら駄目というふうに否定してはいけないわけで、使うことによっていろんな人に影響を及ぼしますよと、人権問題というふうにも考えられないことはないんですね。ですから、そういう意味で、これによって自殺するというケースも、太子町ではないと思うんですけどもよそではあります。ですから、インターネット・SNSを使うことは便利なんですけれども、逆に変な方向で使われ過ぎると命が危うくなるということで、やはりその辺のことを理解しながら、小・中学校、あるいはひょっとしたら認定こども園とかそういう場所においても、やはりそういうSNS・インターネットの使い方というのを普及していただきたいなと思いますので、その辺だけよろしく願いいたします。

あと、「歯止め規定」の問題ですけども、学校現場とかでこういう性教育の問題については、やっぱり学校の先生がされる——保健師というか養護教諭ですね——一応学校内で足りているという感じですか。それとも、外部から呼んできてそういうのをされるというケースもあるみたいなんですけれども、あるところでは産婦人科医とか助産師とか、そういう専門家に講師として来てもらってそういうことをやるというふうなところはあるみたいなんですけど、現状はやっぱり学校内でやっていこうという現状ですか。

○議長（清原良典） 教育長。

○教育長（糸井香代子） 学校現場で基本、教員が教えますが、そのほかの部分、今おっしゃったような部分につきましては、太子町では、さわやか健康課の保健師が出前授業として、これは中学校ですけども、思春期健康教育ということで、その部分を出前授業いただいているという状況がございます。

○議長（清原良典） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 家庭において性教育をするというのは非常に難しいとおっしゃる保護者もいらっしゃるし、学校現場で、いろいろ条件は難しいかもしれませんが、それがやっぱり人の命を守る、人権を守るということに通じるんだということを広く教育していただいて、今後ともよろしくお願いいたします。県全体は低いんですけども、太子町としてしっかりやっておられることを聞きまして安心しました。またこれからもよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（清原良典） 以上、中島貞次議員の一般質問は終わりました。

次、桑名幸夫議員。

○桑名幸夫議員 議席番号4番桑名幸夫、通告書に従い、一般質問を行います。

1、通学路の安全確保を。

「第6次太子町総合計画 後期基本計画」では、交通安全対策の充実のための施策として、1. 交通安全活動の推進、2. 交通環境の整備が掲げられ、「第6次太子町総合計画実施計画（令和8年度～令和10年度）」では、生活環境課を担当課として交通安全活動の推進、まちづくり課を担当課として交通環境の整備について定められている。

また、日々の通学時には、PTA等の地域住民による見守り活動、春と秋の交通安全週間には、交通安全を進める会による通学路でののぼり旗設置や立ち番等による通学路の安全確保が図られている。

そこで、太子町における通学路の安全確保の現状と今後の取り組み方針について、以下に問う。

(1)通学路の安全点検については、警察や学校等とも連携し毎年実施していると聞くが、直近の令和4年度から令和7年度の実施状況と、その結果を踏まえた交通安全対策への反映状況は。

(2)歩道やグリーンベルトのないところでは、道いっぱいに広がって歩く子供たちがいて危険なため、グリーンベルトの拡充を望む地域住民の声を聞くが、グリーンベルトはどのような基準、優先順位で施工しているのか。

(3)区画線補修工事費は、令和4年度決算では221万7,600円、令和5年度決算では393万8,000円、令和6年度決算では419万1,000円となっているが、令和7年度決算では幾らになっているか。また、そのうち各年度におけるグリーンベルト施工費の割合はどのぐらいになっているか。

(4)令和8年4月1日から16歳以上を対象に自転車の「交通反則通告制度」、いわゆる青切符が導入されたと同時に、過去3年間の人口1万人当たりの自転車関係の事故件数が県内で3番目に多い太子町は「自転車交通安全対策重点推進地域」に指定されたが、対象年齢以上はもちろん、対象年齢未満の小・中学生の啓発はどのように実施しているのか。

(5)交通安全協会の加入者減少による予算縮小で、交通安全協会と連携した交通安全推進活動への制約も懸念される中、関係機関や関係課等との横の連携も踏まえた今後の通学路の安全確保についての取り組み方針は。

○議長（清原良典） 教育長。

○教育長（糸井香代子） 通学路の安全確保についてお答えをいたします。

まず私からは、(1)通学路の安全点検の実施状況結果を踏まえた対策の一部についてお答えをいたします。

平成24年に京都府亀岡市で発生した通学中の児童、保護者を巻き込む交通事故、またその後も通学中の児童が犠牲となる交通事故が多発したことから、平成25年12月に通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取り組みの推進についてが示されました。

本町においても、平成27年12月に太子町通学路交通安全プログラムを策定し、平成28年2月、教育委員会、校長会、まちづくり課、生活環境課、龍野土木事務所、たつの警察署を構成メンバーとする太子町通学路交通安全推進協議会を設置し、毎年継続して通学路の安全点検を実施しております。点検に当たっては、事前に各学校において、通学路上の危険箇所の洗い出しを行い、その結果を踏まえ、各担当で現地の合同点検を実施しております。現地確認では、交通量や道路形状、見通しの状況などを踏まえ、児童・生徒の安全確保の観点から課題を共有し、その場で具体的な対策内容や対応の方向性について協議をします。対策については、関係する担当部署において、役割分担の下、原則として年度内の実施で進めております。

私からは以上でございます。

○議長（清原良典） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 私のほうからは、(1)の令和4年から令和7年までの通学路点検の実施状況と安全対策への反映状況ということで答弁させていただきます。

令和4年度から令和7年度にかけまして、学校関係者、警察、道路管理者等と連携し、小学校区ごとに通学路合同点検を実施してございます。点検におきましては、通学路上の危険箇所や交通状況等を確認し、その結果を踏まえ、必要な安全対策を検討の上、順次対策を進めております。

令和4年度につきましては、6件の危険箇所に対する対策を実施し、4件が完了し、2件については雨水対策等との調整により継続対応としております。主な対策としましては、信号交差点における信号時間の調整、ラバーポールの設置、外側線の引き直しや注意喚起看板の設置などを実施してございます。

令和5年度につきましては、4件の危険箇所に対する対策を実施し、3件が完了、1件については安全指導による継続対応としております。主な対策としまして、安全標識の更新、外側線の引き直し、減速マークの更新等を実施しております。

令和6年度につきましては、8件の危険箇所に対する対策を実施し、7件が完了し、1件につきましては安全指導による継続対応としております。主な対策として、ゼブラゾーンや横断防止柵の設置、外側線の引き直し、凍結防止剤の配備等を行っております。

令和7年度につきましては、11件の危険箇所に対する対策を実施し、10件が完了、1件につきましては安全指導による継続対応としております。主な対策としまして、外側線やグリーン線の引き直し、歩道段差の解消、ラバーポールの設置等を実施しております。

今後につきましても、学校、地域、警察等と連携を図りながら、通学路の安全確保に継続的に取り組んでまいりたいと考えてございます。

続きまして、(2)でございます。

グリーンベルトの施工基準、優先順位はというお答えですが、グリーンベルトは歩道が未整備の通学路等において、路側帯を緑色に着色することで、運転者に通学路であることを視覚的に認識させ、車両の速度抑制や歩行空間の明確化を図る交通安全対策でございます。グリーンベルトの設置につきましては全国統一の法令基準はありませんが、本町におきましては、通学路指定の有無、道路幅員、交通量、路側帯の状況などから総合的に勘案し、必要な安全性向上の効果を踏まえながら整備を行っております。

施工に当たりましては、道路状況に応じ、おおむね50センチから1メートル程度の歩行空間を確保するよう実施してございます。また、施工箇所の選定につきましては、歩道が未整備であることに加え、道路幅員が狭小で車両通行量が多い箇所など、歩行者、とりわけ児童・生徒への危険性が高い箇所を対象としております。

整備の優先順位につきましては、通学路合同点検等により把握した危険度を基本とし、その上で、地域や学校からの要望内容、交通状況、現地状況等を総合的に勘案しながら、順次整備を進めてまいります。

続きまして(3)区画線補修工事の令和7年度決算での事業費は幾らか、また、各年度のグリーンベルトに占める施工費の割合はということで、令和7年度における区画線補修工事の事業費は480万3,700円でございます。また、区画線補修工事に占めるグリーンベルトの施工費の割合につきましては、令和4年度は4.9%、令和5年度はゼロ%、令和6年度が6.7%、令和7年度が5.0%となっております。グリーンベルトにつきましては、通学路における歩行者の安全確保を目的として実施しているものであります。施工に当たりましては、通学路合同点検等で把握した危険箇所を踏まえ、必要性や緊急性を総合的に勘案しながら整備を進めてまいります。

今後につきましても、学校、地域、警察等と連携を図りながら、通学路の安全対策として計画的な整備に努めてまいりたいと考えてまいります。

以上でございます。

○議長（清原良典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（藏屋一彦） 私のほうから、(4)交通反則通告制度（青切符制度）の導入と同時に、自転車関係事故件数が県内で3番目に多い太子町の重点地区指定等における啓発はどのように実施しているのかということについて答弁させていただきます。

道路交通法の一部改正が施行された内容につきましては、「広報たいし」4月号及び町のホームページ等で幅広く周知するとともに、春の交通安全週間中には、町内の量販店等の店先で啓発を実施しております。

また、本町が自転車交通安全対策重点地域に指定されたことにつきましては、町長御自身が参加されるイベント、各種団体の総会等におきまして、挨拶の中で必ず触れていただくようにしており、皆様に御注意いただくよう周知させていただいております。

また、生活環境課では、出前講座として交通安全教室を実施しており、さらに詳しい内容をお聞きしたいというような自治会等に対しましては、たつの警察署から講師を派遣していただき、交通安全教室を実施しております。

また、対象年齢以下の小・中学生につきましては、学校からの要望により、警察署に協力をいただくようにしまして、交通安全教室を実施しております。全ての自転車利用者に対して乗車用ヘルメットの着用が努力義務になったことを受けて、特に自転車利用が増える小学3年生、それから中学1年生には、自転車教室を実施し、自転車の安全で正しい乗り方、それから交通ルールの理解と遵守、自転車の点検方法等についても指導しております。家庭とも連携しながら、今後とも交通安全に関する指導を日常の学校生活の中でも継続して行い、命を守る子供たちの育成にも努めてまいります。

以上です。

○議長（清原良典） 教育長。

○教育長（糸井香代子） 私から、(5)関係機関等の連携による今後の取り組み方針についてお答えいたします。

今後の取り組み方針については、これまでと同様に、関係機関が密接に連携をしながら通学路の合同点検を継続的に実施し、現地の実態把握に基づく危険箇所の抽出と対策の検討を着実に進めてまいります。さらに、ハード・ソフト両面からの対策として、道路環境の改善や注意喚起看板の設置等の物理的対策に加え、児童・生徒への交通安全教育、またPTA、地域住民等による見守り活動の充実を推進するなど、防犯の観点にも十分留意しながら、関係主体が一体となった

包括的な通学路の安全確保を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（清原良典） 桑名幸夫議員。

○桑名幸夫議員 ありがとうございます。

まず、確認ですけれども、質問(1)の通学路の安全点検なんです、道路管理者も交えということなんです、これは町道であれば町、県道であれば県、それぞれの道路管理者が参加されるということでしょうか。

○議長（清原良典） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） はい、議員おっしゃるとおりでございます。

○議長（清原良典） 桑名幸夫議員。

○桑名幸夫議員 それと、年度ごとに説明いただいたんですが、グリーン線の施工をされている年度が少ないのは、どういった理由からでしょうか。

○議長（清原良典） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 令和4年から令和7年の4年間におきまして、グリーンベルトを設置しておりますのが3カ年ということで、4分の3は引いておりますので決して少ないわけではなくて、要望、それから危険等の箇所がございましたら、随時検討しまして、必要な箇所に応じて設置をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（清原良典） 桑名幸夫議員。

○桑名幸夫議員 この点検対象地というのは、大体何年ごとにどこという、定点観測的なことで選ばれているのでしょうか。

○議長（清原良典） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 小学校区ごとに学校の先生とPTA等の意見をお聞きしまして、毎年同じところをするわけではなくて、やはり緊急性、危険性が高いところを挙げていただいて、それを一緒に見に行くというスタイルで進めております。

○議長（清原良典） 桑名幸夫議員。

○桑名幸夫議員 特にこの市街化区域の多い校区では、環境が刻々と変わっているところもあるので、できましたら、あそこは1回済んだからということではなしに、定期的に定点観測的な点検も必要だと思うんですが、いかがお考えでしょうか。

○議長（清原良典） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 我々も通学路のほかにも普通の町道の点検等を回ってございますので、そのあたりは十分に考えながら進めてまいりたいと考えております。ただ、定点的にということについては、その辺は臨機応変に考えたいなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（清原良典） 桑名幸夫議員。

○桑名幸夫議員 あと、もう1点、この実施時期というのは毎年異なっているのでしょうか。

○議長（清原良典） 教育長。

○教育長（糸井香代子） 令和4年から令和7年度に関しては、大体夏休みの後半、8月下旬に行っているのが実態でございます。

○議長（清原良典） 桑名幸夫議員。

○桑名幸夫議員 はい、分かりました。この点検結果を踏まえて、当然予算にも反映されていると思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（清原良典） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 我々もできるだけ安全確保に努めたいというふうに考えてございまして、毎年予算のほうもつけていただくようお願いはしているところでございます。

以上でございます。

○議長（清原良典） 桑名幸夫議員。

○桑名幸夫議員 それでは、2番目の質問に移りたいと思います。

私もこの子供の通学時間帯、大体7時半から8時ぐらいに、各4小学校の校区、あと中学校の近隣とか、ちょっと定点観測的に見てきました。やはり歩道のあるところは歩道をきっちりと歩いています。歩道のないところで、なおかつグリーンベルトもないところは、子供たちの性格にもよるんですけど、ばあっともう道いっぱいに広がってしまうことが多々見受けられます。非常に危険です。ちなみに私の孫が大阪高槻の小学校に行っているんですが、そこへ行きますと、小学校が近づいた四、五百メートルは、大体1メートルぐらいの全面塗ってあるグリーンベルトがぱっと引いてあります。ほぼそこを歩くように歩いています。それに比べると、太子町内全部見て回ったら、そんな太いグリーンベルトはあまり見受けられない。細い側線というんですか、白の側線と同じ幅の緑のラインが引いてあるだけというところがほとんどだったんですが、その辺のグリーンベルトの効用というんですか、効果はどのようにお考えでしょうか。

○議長（清原良典） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 過去の実績といいますか、子供たちの意見を聞きますと、今までなかったところにグリーンの線が入ることで非常に歩きやすくなったというところは学校の先生からも聞いてございます。ただ、何分ちょうど通学路に指定しているところについても道路幅員がそんなに広い道路ではありませんので、本当は歩道をつけて安全に通行していただくのはそれは一番よろしいんですけども、現実問題そうはいきませんので、できるだけ危険性の高いところについては、今500メートル以内とおっしゃいましたけれども、学校に近づいた部分についてはできるだけ配慮できるように、こちらのほうも検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（清原良典） 桑名幸夫議員。

○桑名幸夫議員 やっぱり側線と同じ幅の緑のラインと、白い側線から外側、道の端まで大体50センチから1メートルぐらいのグリーンベルトを引いてあるところでは、私が見た限りではやっぱり効果がもう全然違うように思うので、できれば交通量の多いところとか、先ほど申されたように幅員の関係もあるんですけども、可能などころでは、そういった広いグリーンベルトを引くべきと思うんです。特に歩道が切れて、歩道と歩道の間の何もないところですね、ここら辺では必ず幅広い歩道に代わるグリーンベルトが必要だと思うんですが、その辺はいかがお考えでしょうか。

○議長（清原良典） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 議員のおっしゃるとおり、危険性の高いところにつきましては、学校、学校の先生、それから保護者の方々、通学している方の意見を聞きながら、我々も検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（清原良典） 桑名幸夫議員。

○桑名幸夫議員 ぜひできるだけ広い範囲で、広いグリーンベルトの施工をお願いいたします。

次、3番に移りたいと思います。

道路の工事補修費の関係、グリーンベルトの施工費の割合ということで、先ほど令和5年度は

ゼロ％って言われましたか。ちょっと確認です。

○議長（清原良典） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 令和5年度はゼロ％でございます。

○議長（清原良典） 桑名幸夫議員。

○桑名幸夫議員 先ほど、もう既にかなりの地域で実施しているんで、実際にはグリーンベルトはもっといろいろ施工しているんだということを言われておりましたが、令和4年度で4.9%、令和5年度でゼロ%、令和6年度で6.7%、令和7年度で5.0%と、どう考えても少ないと思うんですが、その辺はいかがお考えでしょうか。

○議長（清原良典） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 議員おっしゃるとおり、グリーンベルトは通学路の安全対策の1つの手法でございますので、グリーンベルトだけではなくて、例えば外側線であるとか、停止線であるとか、また安全看板であるとか、転落防止柵であるとか、いろいろそういった安全施設も点検して、設置したり、更新したりということがございますので、決してグリーンベルトを少ない位置に置いているわけではありませぬので、そこは総合的に勘案しながら進めておりますので、御理解のほうをいただきたいと思います。

○議長（清原良典） 桑名幸夫議員。

○桑名幸夫議員 太子町内を回って一番気になったところなんですが、原の交差点から原のバス停までのところ、旧2号線沿いですね、その北側の路側帯、全面緑に塗ってあったように思うんですが、ほとんどはげているんですが、その辺は認識されていますでしょうか。

○議長（清原良典） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 外側線、それからグリーンベルトが薄くなってきているところは数多くございまして、決して知らないわけではないんです。できるだけそういうところ、はげているところ、危ないところを優先的に更新をかけていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（清原良典） 桑名幸夫議員。

○桑名幸夫議員 ぜひそういうところは早急に対応していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（清原良典） 教育長。

○教育長（糸井香代子） 学校側の指導の面からお答えさせていただきます。

今おっしゃったような子供たちにとって可視化できるという意味で、グリーンベルトは非常に有効であるとも思いますが、どこであろうときちんと右側を通って登下校するというのは基本でございまして、子供たちへの安全教育は学校でも家庭でもきちんに行っていきたいと思っておりますので、その辺りも御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（清原良典） 桑名幸夫議員。

○桑名幸夫議員 私もそれは最後をお願いしようと思っていたんですけども、教育長が先ほど言われましたように、ハードとソフト両面からということで、やはり道の整備、グリーンベルト、そのほか標識とかいろんな整備も必要ですが、それがどのような役割を果たしていって、それをどのように守るかという、やっぱりこれは学校の教育、家庭での教育、そういうことも大切だと思います。「広報たいし」の4月号にも詳しくこういった自転車の道路法交通法改正とか出ておりましたので、それぞれ折に触れて、その辺の教育もやはり必要だということだと思います。

では次、4番目に行きたいと思います。

自転車交通安全対策重点推進地域、自転車関係の事故が県下で3番目に多いということで、ちょっと不名誉なことなんですけれども、県下12町29市で41市町あるんですが、この中でここで指定された市町とは幾らあるんでしょうか。

○議長（清原良典） 当局の方、分かりますか。桑名議員、ちょっと通告外になるんで。

○桑名幸夫議員 分からなければ結構です。

あと、先ほどいろんなところで各場面で啓発活動をされているということをお聞きしましたので、その辺は安心しております。

あとは、この間までそこの行政棟の1階の住民ギャラリーのところに、高校生の自転車啓発ポスター等が展示されておりましたが、これもこの道路交通法改正に合わせた啓発活動だったと思われるんですが、これはPRとかはされていたのですか。私、見に行ったんですけど、誰も見ていないような感じだったんですが、せっかくの啓発のポスターなんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（清原良典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（藏屋一彦） これにつきましては、たつの警察署のほうから御依頼がありまして、たつの警察署のほうの募集に応募されたポスターを展示しておるところでございます。それにつきましては、たつの警察署のほうでPRをされておると思いますので。

以上でございます。

○議長（清原良典） 桑名幸夫議員。

○桑名幸夫議員 どれも力作ぞろいでした。できればこれを活用して、太子町の町民芸術祭とか、公募美術展ですか、ああいうのにもちょっと掲載するようなことも通じて啓発活動を行ったらどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（清原良典） 教育長。

○教育長（糸井香代子） 公募美術展や芸術祭はちょっと趣旨が違うとは思いますが、役場の2階にあるサイネージというんですか、あそこにずっと何枚も何枚も出ておりますし、いろんな啓発の方法があると思いますので、それについては検討したいと思います。

○議長（清原良典） 桑名幸夫議員。

○桑名幸夫議員 ぜひよろしくお願いします。

それと、先ほども説明がありました小学3年生とかを自転車教育の重点実施とかということ言われておりました。やっぱり16歳以上が対象だからといって、それ未満を放っておくと、16歳未満の子もやがて16歳になるということで、やっぱり幼少期からそういった啓発活動が必要だと思いますので、ぜひその辺、今後とも取り組みのほうをよろしくお願いします。

それでは、最後に5番目のところで、交通安全協会、我々の頃は免許の更新というのはほぼたつの市へ行っていました。今は即日交付ということで、私もそうですが姫路に行って、安全協会に加入することがなくなりましたので、当然、安全協会の協力費というのは、もう多分集まらない状況になっていると思うんですが、その辺どのようにお考えでしょうか。

○議長（清原良典） 桑名議員、ちょっと本筋から離れている。

○桑名幸夫議員 分かりました。それに伴って、通告にも書いてあるんですが、交通安全の推進活動がやっぱり制約されてくると思うんですが、その辺の今後の対応についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（清原良典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（藏屋一彦） 交通安全協会の加入者の減少でありますとか、そこからまた下り

てくる助成金でありますとか、その辺り、交通安全協会を取り巻く状況というのは変化が今結構ございます。その中におきましても、既存の連携体制を生かしつつ、必要に応じて新たな役割分担の在り方なども検討して、持続可能な交通安全施策の推進に努めたいと考えております。

以上です。

○議長（清原良典） 桑名幸夫議員。

○桑名幸夫議員 できるだけいろんなところ、関係機関、関係課、この辺の連携を図って、今後通学路の安全確保について取り組んでいただきたいと思います。

最後に、今、朝ドラ「風、薫る」で、観察するというのはどういう意味かというようなことが出ておりましたけれども、これはもうずっと包み込むように見守って見続けるということを朝ドラで言っていました。ぜひ太子町の通学路の安全確保についても、長期的な視野で子供たちを見守るという視点で継続して続けていただきたいと思いますということをお願いしますが、いかがでしょうか。

○議長（清原良典） 教育長。

○教育長（糸井香代子） おっしゃるとおりであると思います。子供たちにきちんと指導するとともに、学校、それから家庭、地域の皆様が本当に子供たちを非常に支えてくださっている、これについては心より感謝をしておりますので、今後とも御協力をお願いしたいというふうに思っております。

○桑名幸夫議員 では、よろしく願いして、これで一般質問を終わりたいと思います。

○議長（清原良典） 以上で桑名幸夫議員の一般質問は終わりました。

これで一般質問を終わります。

~~~~~

日程第2 請願第7号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1の復元を図るための、2027年度政府予算に係る意見書採択の請願について

○議長（清原良典） 日程第2、請願第7号教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1の復元を図るための、2027年度政府予算に係る意見書採択の請願についてを議題とします。

ただいま上程中の請願第7号は、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付いたしました請願付託表のとおり福祉文教常任委員会に審査を付託します。

以上で本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は6月8日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

（散会 午後2時55分）